

利潤論の諸問題 (3)

——流通過程の不確定性と生産価格論——

青 才 高 志

目 次

一序一

第一章 利潤論は費用価格規定から開始すべきか

第二章 生産論を通じての利潤概念の措定

第三章 利潤率および一般の利潤率
——以上、本誌第13号。以下前々稿と略記——

第四章 価値と生産価格
——以上、本誌第15号。以下前稿と略記——

第五章 流通過程の不確定性と生産価格論

第一節 宇野説と山口説の現段階

第二節 流通過程の〈変動〉と流通過程の〈相違〉

A. 流通過程の〈変動〉

B. 流通過程の〈個別資本的相違〉

C. 流通過程の〈産業部門的相違〉

D. 流通過程の〈変動〉と〈個別資本的相違〉

第三節 商業資本論と生産価格論

A. 商品の流通過程と商業資本の流通過程

B. 山口商業資本論と山口生産価格論

C. 生産価格論の論理レベル
——以上、本号——

第四節 生産価格構成諸要素
——流通費用を中心として——

第五章 流通過程の不確定性と生産価格論

宇野弘蔵氏による原論体系の提示以来、『資本論』とりわけ「総過程論」の競争論的もしくは機構論的再編成が追求されてきた。「流通過程の不確定性」という事態が問題にされたのも、何よりもその脈絡においてであった。そして、「流通過程の不確定性」という問題に定位した

論者の大半は、不確定性の故をもって、流通過程、または、流通資本および流通費用は、利潤論または少くとも生産価格論においては捨象されなければならない、と主張している（以下、このような見解を「流通過程捨象説」と呼ぶ⁽¹⁾）。だが、筆者は、上述した説の存在は重々承知しつつも、これまで本論文において、流通費用および流通資本を生産価格を規定する費用価格もしくは投下資本に形態的にいってもまた量的にいっても当然はあるものとして論じてきた（例えば、前々稿、25頁、前稿、51頁註、等、参照）。本章の課題は、利潤論における流通過程の取扱いに関するこれまでの筆者の暫定的結論について詳論し、「流通過程の変動・不確定性を視野の内に含めつつ生産価格論を再構築する」（前々稿、4頁）という点にある。それは、問題の性格上、同時に商業資本論および流通費用論をも問題にすることになるだろう。

〔ただし、本稿では、主として、流通期間およびそれに規定された限りでの流通資本の問題を中心として「流通過程捨象説」批判の橋頭堡を築いておくに留め、流通諸費用および変動準備金の問題は続稿第四節に委ねる。〕

第一節 宇野説と山口説の現段階

まず、本節では、本稿の課題を絞るために、宇野氏のいわゆる「流通費用資本化論」に基づく「流通過程捨象説」に対する批判は、宇野説の変化および山口氏の諸論を通じて事実上終っている、ということを明らかにしておこう。

(1) 流通過程捨象説については、以下本稿で検討の対象とする宇野弘蔵氏および山口重克氏の諸論稿の他、小幡道昭「費用価格と利潤」（山口他編『競争と信用』、有斐閣、1979年、

所収）、および、河村哲二「流通費用と利潤率均等化」（同上所収）を参照。

A. 宇野説⁽²⁾

宇野氏は次のような論拠から「流通過程捨象説」を主張されている。①流通費用は、利潤論段階または産業資本においては「剰余価値からの控除」であり資本——利潤を要求しうる資本——ではないとし、その点を以って流通費用は利潤論では捨象されねばならぬ、と主張。すなわち、流通費用の不生産性＝非資本性に基づく捨象。(参照、『経済原論』、『宇野弘蔵著作集』第一巻、初出1950—52年、266—8頁。以下、『旧原論』と略記。)②流通費用は、個々偶然的に相違するが故に、「資本として積極的にそれに対する利潤を要求し得るものとなすことは出来ない」(同、268頁)とした上で、流通費用の捨象を主張。すなわち、流通費用の不確定性＝非資本性に基づく捨象。③流通期間(流通資本)は、その個別性・偶然性の故に利潤率への計上には困難があるとし、その点を以って流通資本は利潤論では捨象されねばならぬ、と主張。すなわち、流通期間または流通資本の不確定性に基づく捨象。(参照。同、294—8頁)

まとめ直せば次のようになる。

①「流通費用資本化論」。①および②においては、流通費用は、形態的に言って資本ではないが故に利潤論では捨象されるべきだとされている。いわば、「形態的捨象論」。利潤論における流通過程の取扱いに関する問題は、常に、商業資本論との絡みにおいて生じた問題であり、この宇野氏の形態的捨象論も、産業資本の下では資本でない流通費用が商業資本の下では資本になる、という氏のいわゆる「流通費用資本化論」と相補関係にある。むしろ、より正確には、「流通費用資本化論」の故に「形態的捨象論」が主張されていた、と言ってもいいだろう。

②「流通過程の不確定性論」。②および③においては、流通費用および流通資本は、その不確定性という機構的側面の故に利潤論では捨象

されるべきだとされている。いわば、「機構的捨象論」。

①と②とを二面的規定として批判することも可能だが、まずは、①の流通費用の不生産性＝非資本性という形態的規定性の機構的現象形態が、②の流通費用の不確定性、および、その流通費用が投ぜられる流通過程に関わる期間・資本——すなわち、流通期間・流通資本——の不確定性、という事態であるという形で、両者を有機的関連があるものとして捉えるべきだろう。だが、①・②の内のどちらの論点が主軸をなすかは、当該問題に関し重大な差異をもたらす。

当該問題に関する宇野氏の見解を前期と後期とに区別して見た時⁽³⁾、宇野説は微妙に変化し、①の論点が完全に否定されたという訳ではないが(たとえば、『新原論』、153頁、参照)、次第に②よりも①の方が相対的に重視される傾向がある、ということができよう——宇野氏自身は、「新『原論』で(に)基本的に書き替え(られ)たようなことは」「別にないと思う。」(『資本論五十年』下、法政大学出版局、1973年、1018頁)と言っているとしても、そうである——。この点について詳論し、①と②との差異を明らかにしておこう。

(i) 宇野氏は、貸付資本論(信用論)を説いた後で商業資本論を説くという氏特有の編別構成の論拠に関し、「商業資本と商業利潤」および『旧原論』においては、商業資本において「剰余価値からの控除」である流通費用が資本化するためには、その形態的前提として「一般的な利子を支払われる貸付資本の形成」(「商業資本と商業利潤」、281頁)が説かれていなければならない、という点を強調されていた(『旧原論』、497頁、をも参照)。それに対し、後期においては、貸付資本(文義上は銀行資本)と商業資本との前後関係は、両者の「流通費用(正確には、流通資本と流通費用——青才)の節約による剰

(2) 以下述べる宇野説の理解に関しては、Bで取り上げる山口氏の諸論稿を参照。

(3) 宇野前期……「商業資本と商業利潤」、初出、1953年、『著作集』第四巻に所収。『旧原論』、『経済学ゼミナール(3)』恐慌論・商業利潤論の諸問題』、法政大学出版局、1963年

——以下『ゼミナール』と略。

宇野後期……全書版『経済原論』、初出、1964年、『著作集』第二巻に所収、——以下『新原論』と略。宇野編『資本論研究、Ⅳ生産価格・利潤』、筑摩書房、1968年、——以下『資本論研究Ⅳ』と略。

余価値の生産増加」において果たす「異った役割」(『新原論』, 151頁)に即して与えられている。資本でない流通費用が資本となるためには貸付資本の存在を前提とするという論点は、流通費用はその非資本性の故に利潤論では捨象されるという論点と親和性を有するが故に、前者の消極化は、同時に、④の論点の消極化を意味するだろう。

(d) ④の論点は、流通費用の捨象を主張しているにすぎず、それ自体は、けっして流通資本の捨象を主張するものではない。むしろ、④の論点は、「剰余価値からの控除」である流通費用は、「生産過程を継続的に行なうために要する」(『ゼミナール(3)』, 122頁)流通資本、「生産資本に追加的に必要とされる」(同, 124頁)それ、とは異なり資本ではないということ、それ故、流通費用と流通資本との質的差異をこそ強調する論点である。それ故、④のみに立脚すれば、「流通過程に要する労働乃至資材のごとき費用は、一般にはなおその生産面に得られる剰余価値から支払われるものとして差引かれ、残余の剰余価値が生産資本乃至追加流通資本に対して比較されて利潤率を形成し、この利潤率が他の部面の利潤率と比較されて一般的利潤率を形成する」(「商業資本と商業利潤」, 274頁)という叙述にも見れるように、利潤論における利潤率規定には流通費用ははいらないが流通資本ははいり、と主張せざるをえないこととなる。だが、このような自説否定的な「形態的捨象論」は次第に消極化して行った。

(e) 同様の点を別の角度から問題としよう。『旧原論』においては、利潤論での流通過程の取扱いに関わる「方法的に」「困難な問題」(267頁)は、「一般に剰余価値が利潤として分配されるためには、産業資本にしてもその資本の投

下を商人資本的に費用価格化せざるを得ないのであるが、しかしかかる費用化に当然含蓄される流通費用の資本化は、産業資本ではなおその一般的根拠を与えられていない。」(267—8頁)という点にある、としていた。だが、それ以後においては、「歴史的には、商人資本による売買の作業を前提として産業資本が出現する」のだが、「理論的展開では、逆に産業資本自身が直接に販売していたものを商業資本に分担せしめるものとして論じなければならないので、やや理解に困難なことになることを避けるわけにはいかない。」という論点を強調されている(『新原論』, 152—3頁。その他、ゼミナール, 124—5頁, 128—9頁, 『新原論』, 108—9頁, をも参照)。前者は、流通費用にのみ関わる「困難」、それも、いわば、流通費用は費用価格化されるが資本化はされない、という「形態的困難」——宇野氏自身においても意識されている矛盾——であるのに対し、後者は流通過程の全体にかかわる「困難」であり、宇野氏に「流通過程と流通費用」の「留保」を「いわば止むをえない便法」(『新原論』, 153頁)として採用せしめた「困難」である。

(f) 勿論、⑤の論点、すなわち、流通過程の不確定性という点に即しての流通過程捨象説も、後期において初めて登場したのではなく、前期『旧原論』において利潤論の展開に即して「捨象」を言う場合にはこの⑤の論点こそが「直接」の論拠とされていた⁴⁾。だが、その際にも、その捨象の体系的妥当性を主張する場合には④の論点が交錯し、流通費用に関しては、「剰余価値の利潤としての分配という、いわば資本家の分配の基本的原理を明らかにしようとする」利潤論では「なお捨象して考察しなければならない。」(『旧原論』, 268頁)とし、流通

(4) 本文(d)で述べた④の論点に依拠した流通費用のみの捨象説と、この⑤の論点に依拠した捨象説との相違を、「商業資本と商業利潤」(1953年2月)と『旧原論』下巻(1952年3月)の原稿執筆時期の前後関係故と考えることも可能だが、さしあたり公表順序を執筆順序とみなし、その相違は、個別論文としての「商業資本と商業利潤」と体系的著作である『旧原論』との間の著述上の性格の相違故のものと考えたい⑤。すなわち、個別商業資本論とは異なり原論体

系利潤論においては、商業資本における「流通費用資本化」を前提とした「捨象」は許されないが故に、「流通過程の不確定性」に依拠した「捨象」を主張することになった、と考えたい。

④「個別論文」の叙述と「原論体系」的叙述とが理論展開の内容にどう関係するかという点に関しては、前掲宇野『資本論五十年』下, 909頁を参照。

期間（流通資本）に関しては、「商業資本が介入したからといって、別に新しい原理が展開されるわけではない——それだからこそまた産業資本の利潤の分配の考察ではこれ（「流通期間にある資本」——青才）を除外して差支えないことになるのである。」（同、297頁）としている。前者の「原理」を明らかにするために必要である捨象と、後者の「原理」を変えるものではないが故に「差支えない」ものとして許される捨象との間には、明確な差があると言わざるをえないだろう。それに対し、後期『新原論』においては、少くとも利潤論では、①の論点のみによって流通費用、流通期間（流通資本）の双方を捨象している（参照、108—9頁）。

総じて、我々は、宇野氏の「流通過程捨象説」において、流通費用の捨象にのみ関わる「流通費用資本化論」的側面は次第に消極化し、流通費用の捨象と流通資本の捨象とを統一的・一元的に説明するようになる「流通過程不確定性論」的側面が優位を占めるに至った、ということができよう。それ故、我々の課題も、宇野説の現段階、すなわち、流通過程の不確定性に基づくところの流通過程捨象論・批判にあることになる。

B. 山口説⁽⁵⁾

山口氏の見解を、以下、宇野説の②を批判しそれが同時に①の否定でもあった時期（第一期）と、②に対する批判点はそのまま維持されるとはいえ①の論点に依拠して宇野「流通過程捨象説」の批判的継承をめざす時期（第二期）とに分けて問題としよう⁽⁶⁾。

I. 第一期山口説

(5) 本来ならば、若干の理論上の誤りおよび宇野説に対する無理解の故に宇野氏に反論の余地を許すことになったとはいえ、宇野「流通費用資本化論」の難点を指摘し山口氏による宇野批判の前段階をなした、森下二次也氏の宇野批判（『現代商業経済論』補説「商業資本と商業利潤にかんする宇野教授の所説について」、初出1960年、有斐閣、改訂版、——以下、森下、と略記）を正面から検討すべきところだが、森下氏の正しい方向性は基本的に山口氏によって継承されていると思えるので、森下氏による宇野批判に関しては山口説の検討の内て触れるに留める。

(6) 第一期……「商業資本と商業利潤」、『電気通信大学学報』(1)、1964年8月、(2)、1964年12月、——以下、電通大、と

(イ) 宇野②の論点について。

① 森下氏は、利潤論または産業資本においては流通資本は資本だが流通費用は資本でない、とする宇野説批判に際し、流通資本「が生産資本らしくみえるのは全く表面上のことであって、その実流通費用以外のなものでもない。」（森下、102頁）と述べられている。だが、この見解は、第一に、生産資本・流通資本という循環する資本部分と、流通費用というその資本循環において消え去る費用部分とを区別しない点において、同じことだが、第二に、価値形成的費用である生産費用の回収によってその「資本価値」を維持される流通資本と、価値形成的でないが故に剰余価値からの控除によって補填されるしかない流通費用とを同一視する点において誤っていた。それ故、宇野氏がこの点に対し反論したのは当然のことであった（参照、ゼミナール、122—3頁）。

② 森下氏は、上述の批判に続いて、「これはさらに根本的なことであるが、剰余価値は生産資本にのみ利潤として与えられるものであるという考え方は正しいであろうか。つまり、資本は剰余価値を生産するが故にそれを利潤として与えられるものと考えてよいであろうか。恐らくはそうはいえないであろう。……利潤なるものもまた商品の価値形成あるいは資本の増殖過程とは無関係な範疇である。」（森下、102頁）と述べられ、さらに、宇野氏がそうであると行間に臭わせつつ、「産業資本はひたすらに剰余価値を生産するだけで、その実現（およびそのために必要な流通費用——青才）はこの資本にとってどうでもよいことだ、などの考えるのは

略記。

過渡期……「商業資本と銀行資本」、『新潟大学法経論集』、(一)、1967年2月、(二)、1967年9月、——以下、新潟大、と略記。

第二期……時永他（『NHK大学講座』経済学——資本論と現代——』第4章「経過論」、日本放送出版協会、1973年、——以下、NHK、と略記。「商業資本論と競争論」、東大『経済学論集』、(1)、1976年1月、(2)、1976年10月、——以下、東大、と略記。大内・鎌倉編『経済原論』7「信用と恐慌」、有斐閣新書、1976年11月、——以下、有斐閣、と略記。

こっけいである。そのような性格は、われわれの考えによれば産業資本本来の性格である。」(同、104頁)と述べられている。この森下氏の見解は、剰余価値概念と利潤概念との質的区別を言おうとしたものであって、その含意においては支持すべきものである。だが、この森下氏の宇野批判は、それを述べるに際し、「無関係」といういいまわしにも見れるように文章表現上正確さを欠いたものであったが故に、また、流通(形態)論の自立化、流通形態としての資本が実体としての生産過程をつかんでいる点を以って産業資本の本質としている、等の宇野「原理論」体系に対する理解を踏まえてのものではなかったが故に、宇野氏による反論の余地を残すものであった(参照、ゼミナール、123—4頁、126頁)。

それに対し山口氏は、①の点に関しては、宇野氏が生産過程との関連で与えている流通資本と流通費用との区別を当然のこととして認めつつ、その上で、その区別は「総過程論」においてもそのままの形で問題とされなければならない区別なのか、と疑問を呈し、②の点に関しては、原理論の三篇構成等に表現されている宇野原理論体系の全体像を踏まえた上で宇野「流通費用資本化説」を批判された。山口氏の宇野批判は、その意味では内在的批判、すなわち、宇野氏の積極的方向性に照し合せて宇野氏の限界を克服するという形での批判であった。その内在的批判において問題となった論点とは次のものであった。費用価格および利潤の流通形態的性格、剰余価値概念と利潤概念との質的区別、「全体の内的関連」と「個々の資本の間の現実的な関連」との構造的関連、総じて、「生産論」と「総過程論」との論理レベルの相違(参照、電通大、(1)、90—94頁)。

(4) 流通資本と流通費用との逆相関の関係について。

(4)で述べた山口氏の見解は、利潤論または産業資本では流通費用は未だ資本ではない、とす

る宇野氏の見解の批判ではありえても、未だ、流通費用が産業資本の下においても資本としてまた費用価格を構成するものとして処理される、ということ述べたものではなかった。それ故、山口氏は、その点に答えるべく、(4)で述べた批判に続いて以下述べる流通資本と流通費用との逆相関の関係を問題とされている。

流通費用は流通期間を短縮するために投下されるものであるが故に、少くとも個別資本的には、流通期間に規定された流通資本と流通費用との間には「いわば代替的な一種の逆相関の関係がありうる」(96頁)こととなる。そして、この逆相関の関係は商業資本の下での流通過程独自の事態ではなく流通過程を欠きえない産業資本の下での流通過程においても生じる事態であるが故に、この論点は、商業資本自立化の意味を考える場合に重要な論点であると同時に、産業資本または利潤論における流通費用の位置づけを考える場合にも重要な論点である。この点を踏まえ山口氏は、「産業資本のもとにおいても、それら(流通費用と流通資本——青才)は……一種の逆相関の関連において一体化して一定の機能を果すものとして資本の再生産過程に必然的な費用要素をなし、かかるものとして資本として——むしろその客観性には個別的偶然的な不確定要素からくる限度をたえず残しつつも——利潤を要求しうるものとなっていると考えなければならないのである」(97頁)と述べられている。

わたくし的に言えば次のようになる。流通費用と流通資本とが逆相関の関係にある限り、資本の利潤率増進活動にとっては流通費用と流通資本との合計が問題になるのであり、当該資本においては、本来資本ではありえない流通費用も流通資本と同様に利潤を生む「資本」と位置づけられ、流通費用の剰余価値からの控除も販売価格からの資本(より正確には費用価格)の回収という形を取る、と(参照、前々稿、13頁)⁽⁷⁾。

(7) 「資本」概念と「費用」概念に関し若干の考察を加えておこう。

④ 本論文において繰り返し強調してきたように、費用は〈フロー〉レベルの概念であり、利潤率の分母をなす資

(ハ) 宇野⑥の論点について。

森下氏は、流通費用の個別偶然性を以って流通費用を資本ではないとする宇野氏の見解（参照、旧原論、268頁）を批判し、①流通費用も競争によって均等化すると考えるべきではないか、という点と、②同じく個別的偶然的なものでありながら流通資本の場合には資本とし流通費用の場合には資本でないとするのは矛盾ではないか、という点とを指摘された（参照、森下、104—5頁）。①の論点は、本稿でも後に詳論する「流通過程の不確定性」という事態の意味を理解されていない点において当然批判されねばならぬものでしかない。だが、②の論点は「まことにもっともな疑問」（山口、電通大(1)、94頁）であり、それは、不確定性の故を以って流通費用を資本でないとすれば同じく不確定性の故に流通資本も資本でないとせざるをえず、もし不確定性が非資本性の論拠ではなく単に捨象の論拠でしかないとすれば、宇野氏の流通資本と流通費用との資本性格上の区別に対する強調は宙に浮く、という点を突いたものだった。

本は〈ストック〉レベルの概念である。すなわち、費用とは「回収・補填されるべき出費」であり、資本とはその費用の回収を通じて維持・増殖されるべき価値または貨幣である。それ故、流通費用が費用価格を構成するかどうかという問題においては、〈フロー〉量としての流通費用が、そして、流通費用に対する利潤分与の問題においては、店舗等のいわば固定的流通費用をも含んだ〈ストック〉量としての流通「費用」が問題とされねばならない。行論上、通常用語法に従って「流通費用の資本化」等という場合にも、この点に注意されたい。

⑥ 上述の区別は、いわばニュートラル（中立的）な区別だが、「生産論」では別様の規定が与えられる。流通費用は、価値を形成することなく流通過程において使用価値的にも価値にも消費される。それ故、流通費用の回収・補填は剰余価値からの控除によってなされるしかない。それは、同じく流通過程に投じられるとは言っても、生産的資本の転化形態であり、流通過程において価値の形態変換を行ないつつある商品・貨幣資本等の流通資本とは明らかに性格を異にしている。この点を踏まえ、我々は、商品の価値形成・資本の価値増殖（剰余価値生産）が問題となる「生産論」においては、姿態変換する価値部分・循環する価値部分を〈資本〉と規定し、流通費用は「収入からの控除」（Das Kapital, Bd. II, Werke 版, S. 134, 長谷部訳, 青木版, 171頁。以下, K. II, S. 134, 171頁と略記）であるが故に資本ではないとする。それ故、「生産論」においては、〈フロー〉量である生産費用を構成する可変資本・不変資本も〈資本〉であり、逆に、〈ストック〉量としての流通費用も〈資本〉ではない。

この点に関し山口氏は、森下氏の提起を受け止めつつ、個別性を有する流通費用も個別性を有する流通資本がそうであるのと同様に「利潤を要求せざるをえない」資本であるという点を、資本は「本来流通形態である」という点に即して述べ（参照、電通大(1)、94頁）、そしてさらにそれを超えて、「資本に対する利潤の分配の原理は無用に複雑となって明らかにし得ない」（宇野、旧原論、297頁）という理由から個別的な流通資本等を利潤論において捨象すべきだとする宇野氏（宇野⑥）ともちがって、また、どちらかといえばマルクスに従ってそうするという位置づけの下でであろうがいわば「便宜的」に流通費用等を利潤論において捨象する森下氏（参照、森下、104頁）ともちがって、「偶然的な、個別的な相違」の故に「資本たりがたいにもかかわらず、資本たらざるをえないものとして、流通費用、流通資本を「除外」しないで考察することこそが、むしろその（産業資本の——青才）「原理」を明らかにすることを可能にするものであるといわなければならない。」

④ 「総過程論」では、価値ではなく価格が問題となり、剰余価値ではなく利潤が問題となる。それ故、流通費用は価値形成要素ではないということは、直ちに価格構成要素でないということの意味する訳ではなく、また、流通費用は「剰余価値からの控除」であるということは、直ちに「利潤からの控除」であるということの意味する訳でもない。

「総過程論」は現象世界であり、その点において④で述べたニュートラルな資本と費用との区別と親和性を持つ。そこでは、〈フロー〉量としての流通費用は、利潤獲得のための出費として費用価格を構成し、〈ストック〉量としての流通費用は、果実としての利潤を生む原資として投下資本を構成することになる。価値ではなく価格を、剰余価値ではなく利潤を問題にする資本家にとっては、本来は資本ではなく剰余価値からの控除であるしかない流通費用も「利潤を生むものとして」資本なのである。

⑤ 「総過程論」において、資本とは利潤を自己の果実として生む貨幣であると規定されるとすれば、商業資本は「利潤の生産には参加しない利潤の分配に参加する資本である」（K. III, S. 295, 408頁）ということではできない。剰余価値を生産するのは産業資本（正しくは可変資本部分のみ）だとしても、利潤は、産業資本と商業資本との区別を問わないG—W—G' 範式のGの所産だからである。このことは、幾多の反論にもかかわらず、商業利潤とは商業資本の獲得する利潤にすぎず商業資本自立化の根拠が即商業利潤の根拠をなすということの意味している。すなわち、商業利潤は、宇野氏の「流通費用資本化」論におけるように、商業資本による流通費用等の節約分から搾出される訳ではないのである。

(電通大(1), 95頁)と主張されている。すなわち、「流通過程の不確定性」という事態の資本にとっての意味を明らかにするためにも利潤論において流通過程を捨象すべきではない、と主張されている。

II. 第二期山口説

(i) 流通費用と流通資本の逆相関について。

「電通大」論文においても、「山口氏自身としてはさしあたり個別資本の意味において(流通費用と流通資本との)逆相関の関係を言っていた」(拙稿「流通過程の変動と商業資本論」, 東大院『経済学研究』, 1976年10月, 10頁)。だが、そこでは、例えば「流通資本部分が社会的に節約されさえすればよい」(電通大(1), 96頁)等という叙述にも見れるように、その逆相関は同時に全社会的意味でのそれをも含意するものとされていた。ところが、「新潟大」論文では「直接の消費者」の購買力が終局的には社会的総資本の再生産過程によって規定されているとすれば、商業資本による販売の促進は、直接的には、流通期間を「社会的」に短縮することはできないであろう。(新潟大(-), 30頁)と述べられている。社会的な「逆相関の関係」の否定は必ずしも個別資本的な意味でのその否定を意味する訳ではないが故に、また、「直接的には……できない」ということは「間接的には……できる」ということを排除しないが故に、上述の山口氏の叙述は直ちに「逆相関の関係」という論点の否定を意味する訳ではない。だが、少くともその論点は消極化したと言うことはできるだろう。事実、この論文以降、山口氏が「逆相関の関係」という論点に触れることは少なく、触れることがあったとしても、それは、「電通大」論文におけるような商業資本自立化の根拠としてのそれではなく、主として自立した商業資本の利潤率均等化の根拠としてのそれである(たとえば、東大(2), 18頁, 参照)。

(ii) 商業資本の自立化の根拠について。

「NHK」原論以降、山口氏は、商業資本自

立化の根拠を「(流通過程の——青才)不確定性の問題の産業資本にとっての制約性の解除」(東大(2), 24頁)という点に求められている。(i)で述べた「逆相関の関係」という論点の消極化故にこの「流通過程の不確定性」という論点が重視されるようになった、とも考えられるが、むしろ逆に、後者の重視が前者の消極化をもたらした、と考えるべきだろう。

(ii) 「流通過程捨象説」の登場。

「NHK」原論以降、山口氏は、「流通過程の不確定性」の故を以って流通過程は生産価格論では捨象されねばならない、と主張されている(参照、東大(1), 12頁)。

ただし、山口「流通過程捨象説」は宇野氏のそれとは次の点において異なっている。①宇野氏の場合には、流通費用等を「最初からその点(ぬかざるをえないこと——青才)を明確にしつつ「落とす」(『資本論研究Ⅳ』, 293頁)のに対し、山口氏の場合には、「総過程論」冒頭の個別資本の利潤率を規定する段階においては明確にそれを入れている(参照、NHK, 75—77頁)。すなわち、宇野氏の場合は利潤論での流通過程の捨象であるのに対し、山口氏の場合には生産価格論での流通過程の捨象である。②宇野氏の場合には、「我々の立場 (für uns)」から後の商業資本論をいわば「予定」しつつ流通過程を「落とす」のに対し、山口氏の場合には、できるだけ経済当事者の意識・行動に即しつつ、資本家自身がその不確定性の故に資本移動のための部門間選択においては流通過程を「度外視」せざるをえないとし、生産価格論においては流通過程はいわば「機構的に」「落ちる」とされている(参照、NHK, 78頁)⁽⁸⁾。等々。

(i)および(ii)は、「流通過程の不確定性」に基づく「商業資本論」であり、(ii)は、「流通過程の不確定性」に基づく「流通過程捨象説」である。とすれば、第二期山口説の特徴は「流通過程の不確定性」重視にある、ということができ

(8) 「für uns の立場」・「当事者の立場」等の言いまわしに關しては、広松渉『弁証法の論理』(青土社、1980年)参

照。

る。問題は、「流通過程の不確定性」重視というそれ自体支持すべき論点^㉑が必然的に「流通過程捨象説」を結果することになるのか、という点にある。以下、この問題に対しまずは第一期山口説から第二期山口説への転回を後づけるといふ形で接近しよう。

Ⅲ. 第一期山口説から第二期山口説への転回

〔1〕 「電通大」論文段階においても、山口氏は「流通過程の不確定性」という問題に気づいており、さらには、宇野氏が流通費用の捨象をその不生産性（論点^㉑）のみならずその個性または不確定性（論点^㉒）に求めている点を問題とされていた（参照、電通大(1)、92頁（註11）、94—95頁（註13）、96頁、97頁、電通大(2)、89頁（註24）、96頁（註28）、98頁（註32））。さらにまた、山口氏は、前述した宇野説の変化をこの段階においてすでに見抜き、宇野説における流通費用の資本化のためには「貸付資本」の成立が前提となるという論点の消極化、および、宇野^㉑から宇野^㉒への「移行」を指摘されている（参照、電通大(2)、94頁（註27）、96頁（註29）、98頁（註32））。だが、上述の参照箇所の大半が「註」部分であることからわかるように、それは、宇野「流通費用資本化論」批判を課題とした「電通大」論文の基本構造から見れば副次的なものではなかった。

では、「電通大」論文においてはなぜ「流通過程の不確定性」という問題への関説が副次的なものに留まったのだろうか。それは、山口氏が学び批判の対象とした宇野説の内容自体に起因していたと考えられる。宇野「流通過程捨象説」の内容を宇野氏の著作にシェーマ的に対応させれば次のようになる。「商業資本と商業利潤」……^㉑のみ^㉒欠（参照、本節A(㉑)）。『旧原論』……^㉑主軸、その内での^㉒。『新原論』以降……^㉒の積極化。山口氏の「電通大」論文は、「宇野教授の『商業資本と商業利潤』のテキスト・クリティクを中心とした考察」（電通大(2)、105頁）であり、その意味では、宇野説^㉑の批

判が中心となり宇野説^㉑への関説が副次的なものに留まったのは当然のこと、と言ってもいいだろう。だが、それだけであろうか。問題は、『新原論』の登場がない限り『旧原論』で語られていた「流通過程の不確定性」論の意味または意義も明確にはなりえなかったのではないか、という点にある。「電通大」論文の提出または受理は、(1)に関しては1964年5月11日（参照、79頁）であり、(2)に関しては1964年9月30日（参照、83頁）である。それに対し宇野『新原論』刊行は1964年5月11日である。それ故、「電通大」論文は、『新原論』を充分咀嚼したものではありえなかった。事実、『新原論』からの引用またはそれへの参照は「電通大」(2)にのみある（参照、94頁（註27）、96頁（註28および註29）、97頁、105頁）のは勿論、『新原論』の登場によって明確となる宇野説の変化についての指摘も、先ほど挙げた参照箇所からもわかるように、「電通大」(2)ではじめてなされたもの、それも全て「註」部分においてなされたものである。その意味では、「流通過程の不確定性」という論点は、山口「電通大」論文において副次的な位置づけを与えられていたというにとどまらず、「電通大」論文の「基本原稿」執筆当時の山口氏自身においても構成的位置づけを与えられていなかった可能性も考えられる。事実、先に参照を求めた註部分は、註13では「註(11)でも述べたように」・註28では「註(13)でも見たように」・「註(27)でも見たように」、註29では「註(27)で見た」、と言われていることからわかるように、本文との関連以上に註相互間の関連が強く、その意味では、この註部分は全体として本文とは別個の独立論文と言ってもいい性格を有している。

総括しよう。基本的には『新原論』以前の宇野説を考察対象とした「電通大」論文においても、山口氏は「流通過程の不確定性」という事態を問題とされていた（とりわけ、電通大(1)、94—5頁（註13）を参照）。その意味では、「流通過程の不確定性」重視という限りでの第二期

山口説への転回は、すでに、「電通大」論文の註部分において開始されていた、と言ってもいい。だが、「電通大」論文は、時期的制約の故に『新原論』以降明確となる宇野「流通過程の不確定性論」を正面から視野の内に収めたものではなく、それは註部分において副次的に問題とされているにすぎなかった。そして、そこでは、宇野氏の「流通費用資本化論」に基づく「流通過程捨象説」・批判が同時に「流通過程の不確定論」に基づくその否定をも含意するものとされていた。それ故、「電通大」論文は、第一に、「流通過程の不確定性論」を構成的契機として有していないというその不充分性において、第二に、流通過程捨象説否定というその意義において、基本的には第一期と位置づけるべきだろう。

〔2〕山口説は、「電通大」論文以降、宇野『新原論』で明確となった「流通過程の不確定性」という論点との関連において微妙に転回していく。私は、その転回の肯定的指標を「流通過程の不確定性の解除機構としての商業資本の自立化」という論点の確立に求めたいと思う。それ故、私は、その点が明示されていない「新潟大」論文・『資本論研究Ⅳ』の山口氏解説および発言部分等を第一期から第二期への移行過程として位置づけ、第二期は、「総過程論」の体系的叙述の内にその点が明確化した「NHK」原論以降と考えたい。

この第一期山口説から第二期山口説への転回は、前項でも述べたように宇野説の微妙な変化に触発されたものまたはそれを先取りしたものだった。だが、このことは、けっして、宇野氏が変わったから山口氏も変わった、ということの意味する訳ではない。また、単に、宇野氏の変化を受け止める粗地または先取りしうる慧眼を山口氏は有していた、というのではない。なぜなら、たとえその転回が宇野氏の変化に触発されたものであり、また、その転回の旋回軸が宇野氏から「流通過程の不確定性」という論点を学んだという点にあったとしても、次に述

べるように、また後に詳論するように、その論点の生かし方は異なり、さらには、その論点の含意自体も厳密に言えば異なるからである。①「流通過程の不確定性」という事態を、宇野氏は主として流通過程の個別性、個別資本的相違として捉えているのに対し、第二期山口説の積極面はそれを「流通過程の変動」と捉えている点にある。②宇野氏の場合には、どちらかと言えば、流通費用および流通資本の節約とりわけ前者に基づく商業資本の自立化を前提としてその結果流通過程は確定化するとされている。それに対し、山口氏の場合には、商業資本の自立化の根拠を「流通過程の不確定性」の解除そのものに求められている。等々。

後に本稿でも詳論するように、筆者も、商業資本自立化の根拠および商業資本の活動の資本制生産にとっての機構的意味は、「流通過程の不確定性」という問題を視野の内に収めることによるのみ明らかとなる、と考えている。その意味では、本稿でこれまで述べてきた限りでの山口説の変化は、変化は変化でも発展である。さらにまた、山口氏は、第一期において述べた「流通費用資本化論」批判の見地を第二期においても依然として堅持されている。前述したように、第二期山口説においても個別資本の利潤率規定には流通費用・流通資本等が明確にはいつていることが、そのことを示している。問題は、第二期では、こと「生産価格論」に関しては、そこで流通過程は捨象すべきだ、と主張されている点にある。確かに第一期における「流通過程捨象説」批判は、直接には利潤等の概念が個別資本の形態規定であることを踏まえてのそれであり、その限りでは、さしあたり、個別資本の規定において流通過程を捨象すべきではない、ということをも主張するものであった。だが、第一期においては、「原理論の展開において、「一般的利潤率の形成」の原理は、まず、費用価格・生産価格のいわば核をなす生産上の費用の補填の問題から解明されるという「方法的に可なり困難な」形をとらざるをえないにし

ても、それは流通上の諸費用を「一般的利潤率の形成」の原理から「捨象」したり「除外」したりすることを意味するものではないと考えられなければならない。」(電通大(1), 95頁)と主張されていた。この点に関しては、単に「発展」とは言えない変化がある、と言いうるだろう。

宇野氏の場合には、「流通過程不確定性」重視ということは、同時に利潤論における流通過程の捨象を意味するものとされていた。「流通過程の不確定性」を宇野氏以上に重視し、さらに最近では、この問題を原理論体系総体の軸点としそれによって価値形成・非形成の区別をも与えようとしている山口氏にとってはますますそうなのだろう⁽⁹⁾。すなわち、宇野氏から「流通過程の不確定性」という論点を学んだ山口氏は、同時に、宇野氏から、それを論拠とした「流通過程捨象説」をも学んでしまったのだろう。だが、本当に、「流通過程の不確定性」重視は必然的に「流通過程捨象説」支持を結果しなければならぬものなのだろうか。「流通過程の不確定性」という事態の意味を明らかにするためにもそれは捨象されてはならない、と言われたのは他ならぬ山口氏自身ではなかったろうか。

本稿の課題は、山口氏の場合には、第二期山口説の積極的側面をなす「流通過程の不確定性」重視が、流通過程を利潤論および生産価格論で捨象してはならないという第一期山口説の積極面の否定を意味するものとして語られた点を疑問とし、「流通過程の不確定性」にもかかわらず、いや正確にはそれを重視するが故にこそ、利潤論および生産価格論において流通過程は捨象されてはならない、ということを明らかにする点にある。(以下、本稿で、山口説という場合には第二期山口説を意味し、また、「流通過程捨象説」という場合には特に「生産価格論においては捨象されねばならぬ」とする説を意味する。)

第二節 流通過程の〈変動〉と流通過程の〈相違〉

筆者は以前宇野氏および日高普氏の商業資本論を批判し、「流通過程の不確定性が、諸資本間の個別的・偶然的相違とされており、同一資本において生ずる変動とは考えられていない。」(前掲拙稿「流通過程の変動と商業資本論」, 14頁)と述べたことがある。本節の課題は、この点を詳論することを通じて、宇野氏および山口氏の、流通過程の不確定性の故に生産価格論においては流通資本および流通費用は捨象されねばならない、とする見解を批判するところにある。

まず最初に「流通過程の不確定性」という事態の含意を明らかにしておこう。

使用価値生産の場合には、その自然的・技術的基礎との関連において、それにかかる費用・期間、すなわち、生産費用・生産期間等は確定性を有するものとなる。後に詳論するように(本節Bで)、同一産業部門において、全ての資本の生産費用・生産資本・生産期間が同じとなることはないし、また、実際に一様化の傾向がある訳ではない、としてもそうである。それに対し、商品の流通過程は、商品流通の無政府性、および、商品流通を媒介する経済当事者達の行為の個別性および主観性の故に、産業資本相互の間に個々偶然的な相違を残さざるをえず、また、同一資本をとってもそれは時期によって異ならざるをえない。「純粹の流通費用が、一般的な客観的基準をもたないというのも、根本はそれが生産過程における価値の形成増殖になんら関係がないからである」(『現代経済学演習講座 新訂経済原論』, 著作集第二巻, 357頁)という宇野氏の指摘に学べば、生産と流通との価値形成上の区別は、機構的には、生産の確定性と流通の不確定性として現象する、ということができよう。

この「流通過程の不確定性」は、従来必ずし

(9) 確定的な費用→価値形成的、不確定な費用→価値非形成・剰余価値からの控除、とする山口流通過程論に関しては、東大(2), 14-18頁、「流通と価値」(大内他編『マルクス経

済学の現状と展望』, 東洋経済新報社, 1978年, 所収)を参照。

も明確に区別されて論じられている訳ではないが、次の二つの姿において現われる。

(A) 時間的相違、すなわち、流通過程の〈変動〉。例えば、商品需給の変化のため、同一資本が同一の販売方法を採用している場合にも、その資本の商品販売量または流通期間は時期によって異なる等。

(B) 空間的相違、すなわち、流通過程の〈個別資本の相違〉。例えば、同じ時期においても、同一産業部門のA資本とB資本との流通期間は相違する等。

確かに、(A)・(B)ともに、流通は使用価値生産のような「技術的確定性」を持ちえない、ということの二面的現象形態である。だが、それらは、いかなる意味での二面的現象なのかを考えるならば、資本にとって異なる形で受け止められるしかないのであり、別個の考察を必要とするものである。

A. 流通過程の〈変動〉

〔1〕 流通過程の変動は流通期間の変動と商品価格の変動とを含むが、後述するように価格の変動は基本的には流通期間の変動の結果として生じるものであるが故に、さしあたり流通期間の変動に焦点を当てる形で流通過程の変動の産業資本にとっての意味を明らかにしておこう。

商品の売れ行きは、同一の販売方法の下においても、商品生産の無政府性故に常に存在せざるをえない商品需給の過不足を反映して変動する。それ故、販売期間は、例えば、ある時は3週間またある時は10週間となり、その結果、商品資本の形態で流通過程に存在する資本部分等（私の用語法で言えば狭義の流通資本）もそれに対応して $3x$ から $10x$ へと変動する。だが、そのことは、けっして、変動準備金をも含めた、流通過程の存在にもかかわらず生産を継続するために必要な追加資本（私の用語法で言えば広

義の流通資本）のそれに対応した変動を意味する訳ではない。なぜなら、ある時点において流通期間が3週間であるということから $3x$ しか流通資本を投下しなかったとすれば、流通期間が4週間になった場合には、資本の回収の遅れによって一定規模での生産の継続性は破壊され、その結果変動準備金の保有による利潤率にとってのマイナス以上に重大な生産的資本の遊休、それも単なる遊休ではなく遊休しているが故の磨損をもちこむ遊休が生じるが故に、資本は、自己商品の流通期間の時間的確率分布を見ながら、自己の経験的な平均流通期間 $+ \alpha$ 、の期間の生産継続に必要な流通資本を投下することになるからである。とすれば、流通期間の変動とは、それに直対応した流通資本の変動を意味する訳ではなく、さしあたりは一定の流通資本投下の下での狭義の流通資本と変動準備金との分割比率の変動、または、流通資本の内の遊休部分すなわち変動準備金の増減を意味することになるだろう（参照、前掲拙稿「流通過程の変動と商業資本論」）。

流通期間の変動と流通過程との関連についても同様の視角から問題にすることができる。問題は、流通期間の変動は、それに対応した流通費用の増減をもたらすものではなく、さしあたりは、一定の流通費用投下の下での商品販売量の増減を意味するという点にある。

この点に関し福田豊氏は「流通期間と商業資本の機能」（前掲『競争と信用』第五章）において次のように主張されている。

① 「生産過程をもつ個別産業資本は、流通機能遂行のための費用支出をそう簡単には変更しえない。一定の資本額において一定の生産規模を維持してゆくためには、一定の流通費用を支出することになる傾向が強いといわねばなるまい。」(207頁)¹⁰⁾。②それ故、「無政府性つまり

10) ここで述べられている「一定の流通費用を支出することになる傾向」の存在は、産業資本特有の「一定の生産規模」維持」という要請にはなく、何よりもまず、流通費用も、その内には店舗等の固定的投下部分を含むということからもわかるように、一旦素材的に投下されれば「そう簡単には」貨幣形態で引き上げる訳にはいかない、という点に、それ故、産業資本のみならず商業資本においても存在する

事情に、その根拠を求めねばならぬ。そう考えることによってこそ、流通期間の変動に対する産業資本と商業資本の対応の差を、商業資本は「一定の生産規模維持」という要請がないが故に変動に対し流通費用を「弾力的に」「増減」する、という点にはなく、商業資本は一定の流通費用を投下しながら流通期間の変動に対しては取扱商品の増減によって対処する、という点に求めた福田説(209頁)の

流通過程の不確定性は、一定の費用支出に対する効果の偶然性となってあらわれるのである。」(同上)。(3)だから、「並行的連続生産方式」をとる個別産業資本にとっては、流通期間の長期化は流通過程に留まる商品量の増大となってあらわれ、逆に短期化すれば減少となってあらわれる。」(208頁)が故に、予想外の流通期間の短期化は、その一定の投下流通費用によって媒介される商品量の減少、それ故、「流通費用の機能の實質的遊休」(同上)を意味することになる。等々。支持すべき論点だろう。

この論点に立てば、産業資本にとって流通期間の変動は、流通費用のそれに直対応した変動——それは行論の限りでは正の相関であってもまた逆相関であってもいいが——を意味するものではなく、商品在庫量が変動しないならば投下されたであろう量・以上に投下されざるをえない流通費用の機能または効率の変動、つまり、「流通費用の機能の實質的遊休」度の変動を意味することになる。

〔2〕前項での立論を踏まえれば、流通期間の不確定な変動は、産業資本における流通資本の一部の遊休および流通費用の實質的遊休を必然化することになる。なぜなら、販売が順調で流通期間が短くなったとしても、その変動が不確定なものである限り、期間短縮・狭義の流通資本の減少によって生じた流通資本中の遊休資本の全てを拘束性が強い生産資本に安易に転化することはできず、また、期間短縮・商品在庫量の減少によって生じた流通費用の實質的遊休を投下された流通費用の一部を引き上げることによって回避することはできないからである。

この点、すなわち、流通過程の不確定な変動は特定の商品種の一定規模での継続的生産を行なう産業資本の運動を流通資本および流通費用の「遊休」という形で制約する、という点にこ

そ以下述べるように商業資本自立化の中心的根拠がある。

①流通過程の変動は産業資本に変動準備金保有を要請し、流通資本の一部の遊休をもたらし、それだけ、利潤率を低下させる。それ故、産業資本は、その流通過程変動の影響を避けようとし、商業資本が流通過程を代位してくれるならば、流通過程を——流通過程の「変動」のみを移譲することはできないが故に「変動する流通過程」を——移譲しようとする。商業資本は、この産業資本の要請に答え変動する流通過程を引き受けながらも、固有の意味での生産過程を持たないが故に使用価値的制約からは相対的に自由である、という特性を生かして多種商品の回転を媒介することによって商業資本の回転の機構的平均化を実現し、そのことを通じて流通過程変動の影響を消極化し変動準備金を社会的に節約する(参照、前掲拙稿「流通過程の変動と商業資本論」。山口「東大」(1)、参照。また、この点については、本稿第三節でも詳論)。

②一旦素材的に投下された流通費用、とりわけ固定的なそれは、必要に応じて適宜引き上げることはできず、その流通費用の實質的遊休分だけ資本の利潤率は低下する。それ故、資本は、流通費用の實質的遊休をもたらす流通業務をできるだけ外部に委譲しようとする。たとえば、保管・運輸・広告業務等を外部の産業資本に委託しようとする。保管業務を例に取れば、資本が自己商品の保管を自分で行なう場合には、商品在庫量が減少したとすれば保管設備等の固定的流通費用は遊休せざるをえないが、自立した保管業者に商品保管を委託した場合には、在庫量の増減に保管料支出の増減が対応するのみで流通費用の素材的遊休は生じないからである。商品保管・運輸業務等が自立化し、別個の産業資本の下での流通諸資材(保管および場所移動という有用効果)の生産として行なわれる⁽¹⁾よ

意義も明らかとなるだろう。

(1) 自立した運輸業者・保管業者・広告業者等は産業資本であり、そこでなされているのは流通労働としての運輸・保管・販売労働ではなく流通諸資材の生産労働であるという点、それ故、そこにおいては価値が形成され剰余価値が生

産されるという点については、拙稿「価値形成労働について——生産的労働とサービス——」(『経済評論』1977年9月)参照。また、この点については、続稿第四節でいわゆる「有用効果生産説」を批判する際に詳論する。

うになるのも、単なる分業による生産性の上昇故ではなく、流過程の変動によって実質的に遊休する固定的流通費用投下を必要に応じて増減が容易な流動的流通費用支出に転換しようとする資本の利潤率増進活動の故である、と考えるべきだろう。

③ だが、保管業務等の流通業務を外部の産業資本に委託した場合でも、保管されている商品は保管を委託した資本の商品資本を構成するが故に、①で述べた流通資本部分の遊休が生じる事情に関しては何の変化も生じていない。また、この流通業務の外部の産業資本への委託の場合には、保管・運輸、および、販売業務中の外化可能部分（広告等）を委託しうるにすぎず、流通業務の中心をなしそれが流通業務を流通業務たらしめる販売業務それ自体を委託しうる訳ではない。そもそも、いわゆる「委託販売」という例外的事象を除き、販売業務の中心をなす

売買の合意締結活動自体を委託することは不可能であり、それは移譲されるしかない。とすれば、販売業務を移譲された資本は自からの手で販売をなさねばならないが故に、その移譲された資本とは産業資本ではなく商業資本でしかないことになるだろう。

販売、それ故に保管・運輸も含めて流過程総体を移譲された商業資本は、流過程の変動に対し多資本の回転、それ故に可能な商品取扱量の増減によって対処し、そのことを通じて、一定の流通費用を投下しながらもその流通費用の機能の最大限での発揮を実現することによって流通費用を社会的に節約する。この流通費用の節約は、商業資本自身のそれとしては何よりも売買費用の節約であるが、保管・運輸費用等に関しても同様の機構を通じて節約し、商業資本はそれらの費用節約を①で述べた変動準備金の節約も含めて実現するのである^②。

② 福田氏は、前掲論文「流通期間と商業資本の機能」において、「商業資本は弾力的に（流通費用——青才）支出を増減するかわりに、流通期間が短縮化傾向にある商品を選択的に取り扱う際、その取扱量を増加させることができ、そうすることによって実質的に商品一単位あたりの流通費用を減少させることが可能である。」(209頁)と述べられている。支持すべきだろう。

筆者は以前前掲拙稿「流過程の変動と商業資本論」において次のように述べた。

「生産の連続性・資本の並行性を充たしえない複数の資本の回転を商業資本が媒介するという論点は、それによって、生産の連続性が実現され資本の遊離・遊休が避けられるわけではないが、商業資本は産業資本の販売部と異なって自己の業務を不断に遂行することが可能となるだけに、保管・運輸をも含んだ流通費用の社会的節約を考える場合には重要な意味を持つ。生産過程が自然条件によって特定の時期に結びつけられている場合およびその商品の需要に季節的偏りがある場合には、保管・運輸・さらに販売活動にも季節的偏りが生じ、もしそれらの活動を産業資本自ら担当するならば、そのための保管設備・運輸手段・労働者等に遊休が生ずることとなる。それに対し、商業資本がその業務を担当するならば、商業資本は、その使用価値的制約からは相対的に自由であるという特性を生かして、季節的に取扱い商品を変えそのような遊休をできる限り避けることによって保管・運輸費用をも含んだ流通費用の社会的節約を実現することができる。／＼とはいえ、この流通費用の社会的節約は、このことが、少なくとも労働対象の使用価値的制約からは相対的に自由な自立した保管業者・運輸業者に関しても妥当することからもわかるように、……（商品保管・運輸等の）……商業資本の活動の実体的側面に基づくものであり、商業資本自立化の中心的根拠とはならないものである。」(12頁)と。

この筆者の見解は、確かに、流過程の変動がもたらす

流通費用の遊休を商業資本が複数資本の回転を媒介することによって回避しそのことを通じて流通費用を節約する、ということを書いたものだった。だが、それは、「季節的偏り」という表現からもわかるように、流過程のいわば「蓋然性の高い」変動に関してのそれではなく、福田説の場合のように「流過程の不確定な変動」に焦点を当ててのそれではなかった。また、引用文後半パラグラフでの論述からもわかるように、この流通費用の節約を福田説の場合のように販売費用に焦点を当て商業資本独自の機能として説いた訳ではなかった。福田説の意義を踏まえるならば、それ故、「流過程の変動・不確定性という資本の流過程の特殊歴史的特性に即して、それ故に、販売活動の集中代位という商業資本の種差に即して」（同上）流通費用の節約が言えるとするれば、拙稿のように流通費用の節約を商業資本自立化の根拠の一つとするのみならず中心的根拠をなすものと位置づけなおすべきだろう。すなわち、商業資本自立化の中心的根拠は、流過程の不確定な変動の影響の消極化に基づく変動準備金および流通費用の節約^③にある、と。

③ 変動準備金および流通費用の節約という「併行的」節約説に対しては、山口「電通大」論文以来の批判が当然予想されるので、ここで一言述べておこう。

個別資本的には、逆相関関係にある流通資本と流通費用との分離的・併行的処理は許されない。個別資本は、たとえ流通費用が増大したとしてもそれによる利潤率のマイナス以上に流通資本の節約によるプラスが大であれば回転促進・販売促進のための流通費用投下を増大させる、ということからもわかるように、資本にとっては流通資本と流通費用との合計が問題になるのであり、資本は流通資本と流通費用とを分離しその併行的節約をめざすものではないからである。だが、商業資本自立化の「要請」または可能性は個別資本の個別利潤率増進活動に即して説かれるべきだとしても、「要請」を受け止めうる根拠・自立化の必然性、

〔3〕以上の立論を踏まえ、また、価格変動の問題をも視野に収めつつ、本来の課題、すなわち「流通過程捨象説」の検討に移ろう。

山口氏は、生産価格形成機構または利潤率均等化機構に関し、前掲「NHK」原論(78—79頁)では次のように述べられている。

① 「流通過程にかかわる利潤率の規定要因には確定的基準がないのであるから、資本が諸部門の利潤率の比較を行ないながら投資部面を選択する際には、それらは度外視されるとしなければならない。」

② 「生産力水準にはさしあたり変化がないとし、また個々の資本にとっての個別的事情も度外視」すれば、「ある部門の資本の利潤率は、その部門で生産される商品の市場価格が変動することによって変動することになり、この市場価格は、その商品にたいする社会的需要と、その商品の供給の対応関係が変動することによって変動する。」

③ 市場価格の変動によって生じる部門利潤率の変動は部門利潤率の不均等化を意味するが、この部門間の利潤率の相違は資本移動、それによる需給状態の変化を通じて均等化される。そこにおいて成立する価格変動の重心が生産価格である。と。

問題は、山口生産価格形成機構論においては、流通期間の変動には何ら触れることなく、それ以上にそれを意識的に捨象した上で価格変動を問題にしている、という点にある。以下、詳論しよう。

山口氏は、「流通過程の不確定性」の故をもって(それが流通過程の〈時間的変動〉であれ〈個別資本的相違〉であれ)流通過程を捨象すべきだとしながらも、流通過程上の事象である「価格変動」は生産価格形成機構解明にとって必須のものとして問題とされている。だが、価格変動を問題とされていること自体は、何ら欠陥ではなく、商品需給関係の過不足を調整する資本

配分の変更は価格変動等の流通過程上の変化をシグナルとしてはじめてなされるものであるだけに、それは、むしろ、山口説の長所である。しかしながら、問題は、価格変動を考慮に入れつつ流通期間の変動を考慮に入れない、ということではできないのではないかという点にある。価格変動と流通期間の変動とは「流通過程の変動」の2側面であり、両者は価格切り下げによって期間短縮をめざす等逆相関の関係にあるのに、一方を取り上げ他方を取り上げないのは首尾一貫しない、と批判している訳ではない。なぜなら、逆相関性がある場合には両方の効果を問題にしても、他方を同一と仮定して一方の効果のみを問題にしても利潤率への影響は同一となるが故に、逆相関性の存在はむしろ逆に一方に絞って問題にすることを許す理由となるからである。問題は、福田氏が「価格変動に直結し、そのいわば前段階である流通期間の変動」(前掲「流通期間と商業資本の機能」、178頁)と言われているとおり、価格変動の基礎には流通期間の変動があるが故に流通期間の変動に絞ることはよしんば許されずとも価格変動に絞ることは許されない、という点にある。その点を詳論すれば次のようになる。

① 山口氏は、「商品にたいする社会的需要と、その商品の供給の対応関係が変動する」ことによって価格変動が生じる、とされているが、商品需給関係の変動は、まず第一に商品の売れ行き動向の変化・それ故の流通期間の変動を生じさせるのではなからうか。そして、市場価格の変動は、山口氏が捨象した「流通期間の変動」の結果として生じるものではなからうか。具体的に言おう。流通期間が短縮し商品在庫が減少するならば、流通資本内部の遊休貨幣資本部分が增大するので、資本は、その一部を生産的資本に転化したり、その遊休貨幣資本部分の豊富さを前提として販売価格の上昇をめざしたりする。逆の場合には、遊休貨幣資本(変動率

すなわち、商業資本自立化の社会的根拠を問題にする場合には、社会的一般的な利潤率の上昇が問題となり、その際には、利潤率の一般的上昇の底にある剰余価値生産の増大

との関わりにおいて流通資本と流通費用との「生産論」的区別が現われ出てくる。

備金)の減少の故に販売価格を切り下げても流通期間の短縮をめざざるをえなくなり、さらには、変動準備金がゼロとなれば生産縮少を強制される。等々。

② これまでは「流通期間の変動」が「価格変動」の前段階であるということを、時間的前後関係として問題としたが、その底には、福田氏が「個別資本は、所与のものとしてある価格のもとに生産・販売を行なうが、その価格水準が適切なものであるかどうかは、流通期間の変動を通じてしか第一次的には把握できない。」(前掲「流通期間と商業資本の機能」, 177頁)とされているように、両者の機構の意味での前後関係が存在する。具体的に言おう。特定価格のもとでの商品の売れ行き動向、それ故の流通期間の長短の問題は、個々の資本の意図的行為によっては直接にはどうすることもできない事態、その意味で社会的な結果である。それに対し、市場価格の動向は、必ず値段付け・価格表示という商品所有者の意識的行為を媒介としなければならない。すなわち、個別資本家は、流通期間の長短という社会的結果を踏まえそれを値段付けの際に考慮することによって価格を意識的に上下させるのであり、行為の前提として必ず行為を規制するものが存在するのである。社会的なもの・法則的なものに規制されつつ、社会的なもの・法則的なものを措定する経済当事者の個別的な主観的行為の特質をここに見ることができらう。

③ 遊休貨幣資本の生産的資本への転化・変動準備金減少故の生産縮少等(①参照)流通期間の変動はそれだけでも生産資本の配分変更(資本移動ではないとしても)をもたらし、それは価格変動の時間的・機構的前段階をなし、価格変動の基礎・価格変動を規制するものである(①・②参照)。とすれば、流通期間の変動は、生産価格形成機構・利潤率均等化機構によって価格変動以上に重要な媒介契機となっていることになる。商品需給関係の過不足のシグナルとしては、だれの目にも見える価格動向の方

が現実には重要だとしても、その価格動向を規制するものであるが故に、そうである。それ故に、生産価格論において流通期間変動を捨象し価格変動のみを問題にすることは許されない。

[4] これまでの論点との関わりにおいて後論に対する伏線を張っておこう。

① 価格変動は確かに「不確定」だとはいえ、山口氏が「個々の資本にとっての個別的な事象を(も)度外視」した後も「商品にたいする社会的需要と、その商品の供給の対応関係が変動することによって」生じる価格変動を問題にされている(前項、引用②を参照)ことからわかるように、それは、けっして「無規定」なものではない。価格変動の底にある流通期間変動も、社会的な商品需給関係をまず第一に受けとめるものであるが故にけっして「無規定」なものではない。最初に受けとめるものであるが故に「不確定性」は価格変動の場合よりも大だとしても、そうである。②そして、ともに、基本的には商品需給状態に規定されたものであるが故に、流通期間および価格の変動、つまり〈流通過程の変動〉は、同一産業部門内の流通期間・流通費用の相違、つまり〈流通過程の個別資本的相違〉とは異なり産業部門の事象である。それ故に、〈流通過程の個別資本的相違〉は単に同一部門内の個別資本の利潤率の相違を規定するのみであるのに対し、〈流通過程の変動〉故に生ずる個別資本の利潤率の相違は生産価格論において問題となる部門利潤率の相違の現象形態である。とすれば、価格変動のみならず流通期間の変動も生産価格形成機構の媒介をなすが故に生産価格論において捨象してはならないことになる。③流通期間の変動が産業部門の事象であるということは、後述するように(本節C)、それは、生産過程によって規定されつつ逆に生産過程を規定し返すものであるということを意味する。とすれば、流通期間の変動を、それ故流通過程を、商品需給の過不足を供給側の対応によって、根本的には生産を通じた供給量の變動によって調整する機構を明らかにする生産価格論におい

て捨象することは許されないだろう。

B. 流通過程の〈個別資本的相違〉

〔1〕我々は、これまで、〈流通期間の変動〉は価格変動と同様に、正確にはその基礎にあるものとして、生産価格成立・利潤率均等化運動の機構的媒介契機をなす、ということをはっきりと示してきた。だが、それは、〈流通過程の変動〉の故に生産価格論では流通過程を捨象しなければならない、とする見解の批判とはなりえても、「流通過程捨象説」の批判としては未だ不十分なものでしかない。なぜなら、「流通過程捨象説」の多くは、次に示すように、捨象根拠とされている「流通過程の不確定性」を〈流通過程の個別資本的相違〉と解し、それにも、より正確にはそれにこそ捨象根拠を求めているからである。

(イ). 宇野弘蔵氏

「引用A……「かかる流通費用は（総じて流通過程は——青才）異った産業ばかりでなく、同じ産業でも個々の資本にとって異なるものであって……」（『旧原論』、268頁）。

引用B……「産業資本にしてもそれが極めて大規模になれば、その資本の一部をもって商業資本と同様の機能（流通期間の平均化——青才）を果たさせることが出来るであろう。」（同上、499頁）。

引用Aは、流通過程の不確定性が、諸資本間の相違と考えられていることを示しており、引用Bは、それが同一資本における変動とは考えられていないことを示している。もし、それを変動として捉えていたとしたら、単に同一商品を大量に取扱うことによって平均化が生ずる、とは言えないからである。」（前掲拙稿「流通過程の変動と商業資本論」、16頁）。

(ロ). 山口重克氏

① 個別利潤率に関連して……「同じ生産条件で同じ使用価値を同じ量だけ生産している資本相互の間でも、流通過程上の諸要因に規定される資本量には個別的相違が残らざるをえないのである。」（NHK、77頁）。

② 「利潤率の均等化」に関連して……「さきに述べたように、流通過程にかかわる利潤率の規定要因には確定的基準がない……」「個別的・偶然的諸事情に規定される流通上の諸資本、諸費用を分母、分子から除外して算定される利潤率が選択行動の基準となる……」（同、78頁）。「さきに述べたように」と言っても流通過程の変動には「さき」では明示的には触れていないが故に、また、「個別的・偶然的諸事情」という叙述のニュアンスから言っても、流通過程の個別資本的相違が流通過程捨象の根拠とされている、と言いうるだろう。

以下、この、同一時期・同一産業部門内においても、それ故同一の商品需給状態の下でも、商品流通を媒介する流通当事者の個性・主観性の故に流通期間等は個別資本ごとに相違するという事態、すなわち〈流通過程の個別資本的相違〉（以下、しばらくは単に〈流通過程の相違〉と呼ぶ）は、生産価格論における流通過程捨象の根拠となりうるかどうかを問題としよう。

〔2〕さて、流通過程捨象説の場合には、〈流通過程の相違〉はいかなる意味において捨象根拠とされているのだろうか。④それは、生産過程は技術的確定性を有するが故に、生産条件、それ故に、生産費用・生産期間・生産資本等は、同部門内では一様化する、少なくともその傾向があるのに対し、流通過程は、技術的確定性を欠いているが故に販売方法の相違等多様な相違を残さざるをえない、と考えられているからなのだろうか。⑤それとも、その流通過程の相違が不確定な相違である、という点に捨象根拠を求めているのだろうか。

まずは、④と解して問題としよう（⑤に関しては続項以下で述べる）。

宇野氏の『旧原論』利潤論「C利潤率決定の三要因」での論述は、個別資本の利潤率を規定する諸要因を説いている、と捉えることができるとともに、次の示すように、それ以上に、いわば「生産價格的に均等化」される価値構成・生産期間の部門間相違を、それ故、利潤率均等

化の際に基準となるとされる部門利潤率の相違を規定する諸要因を説いている、と読むこともできる。

①「剰余価値率」……全ての資本での均等化傾向。②「資本の価値構成」……同部門では一様化傾向・異部門では相違。③「労働＝生産期間」……同部門では一様化傾向・異部門では相違。④「純粋の流通期間は（純粋の流通費用も——青才）種々異なり、しかも殆んどなんらの客観的基準のないものとしなければならない。」（参照、297—8頁）。

宇野氏の場合には、①価値構成・生産期間は、同部門内での一様化傾向を持つが故に、価値通りの交換を前提した場合には部門間の利潤率の相違をもたらす客観的基準となり、それはいわば「生産価格的に均等化」される、②それに対し、流通過程的諸要因は、同部門でも「種々異なる」が故に、生産価格成立の出発点とされている部門間利潤率の相違を規定するものではない、それ故、それらは、生産価格論においては捨象されねばならない、と言うのだろう。前々稿、とりわけ前稿で批判した、「価値通りの交換」の想定、および、それ故の利潤率の相違を生産価格論の出発点とするという論理展開を別にした場合、ここで問題となるのは、生産過程的要因は一様化の傾向があるのに流通過程的要因にはない、ということが本当に言えるのか、という点である。

我々は、部門間において利潤率が実際に均等化することはないとしても、ある部門の利潤率が高い場合にはその部門での蓄積が促進されその高い利潤率を求めて当該部門に資本が参入してくる等、利潤率が高いこと自体がその原因をなす供給過少状態を解消する契機となり利潤率の低下傾向の原因となる、という点に依拠して部門間の利潤率には均等化法則がある、と言う。だが、同部門内での生産条件の相違、および、それに基づく利潤率の相違は、そのような自己否定的契機をなすものではない。同産業部門内の諸資本の生産規模・立地条件は全く同一で、

生産条件の相違は固定資本更新時期の差異にのみ基づく「生産方法」の相違だけである、という非現実的な「モデル」設定をするのでない限り、それ故、資本制経済の「一般理論」としては当然のことながら、生産条件の相違の内には、生産規模の相違、資本規模の相違に基づく「生産方法」の相違をも含蓄されていると考える限り、相違の存在自体がその相違解消の原因となる部門間利潤率の相違の場合とは異なり、同一部門内の場合には諸資本の利潤率の相違のさらなる拡大傾向なしとしないからである。

問題は、単に事実として、部門間利潤率は法則的な均等化傾向を有するのに対し同一部門内の場合にはそうではない、という点のみある訳ではない。強調すべきは、そのことの持つ意味にある。産業部門間においては利潤率が均等化傾向を有するが故に、資本配分の変更・それによる労働配分の変更を通じて、社会的需要に応じた商品供給という経済原則的事態が実現される。それに対し、同一産業部門内においては利潤率が均等化傾向を持たないが故に、超過利潤を求めての新生産方法の導入・倒産を避けるための新生産方法採用の強制等を通じて、生産条件の改善・生産力の増進という経済原則的事態が実現される。市場価値論（正確には市場生産価格論）の課題は、往々そう考えられているように、部門内の生産条件・利潤率の均等化を説く点ではなく、むしろ逆に、部門内においては生産条件および利潤率の相違が残らざるをえないということを説き、そしてそのことの資本制経済にとっての意味を説く点にある、というべきだろう。

我々は、これまで、生産条件の一様化という想定を批判し、同一部門内の生産過程的要因にも流通過程的要因と「同じく」相違があるということを示した。とすれば、問題は「相違」の有無ではなくその「相違」のあり方にかかることになる。以下、項を改め、その点を問題としよう。

〔3〕 ⑩流通過程の相違は、生産過程の相違

とは異なり「不確定な相違」であるという点において、生産価格における流通過程捨象の根拠をなす、という見解について。

山口氏は、「むろん同一部門内に生産条件を異にする資本が並存して社会的な供給をおこなっていることはありうる。しかし、その場合でも、それらの生産条件はそれぞれが技術的確定性をもっており、社会的需要の側でこれらの生産条件のどれを標準的な条件として資本家社会的に認定するかという問題が生ずるにすぎない。」(有斐閣, 207頁)と述べられている。生産過程の確定性ということ、生産条件の一様化としてではなく、相違する「生産条件はそれぞれが技術的確定性をもって」いる、という点において捉えている点は評価すべきだろう。本項および次項の課題は、この論点の積極性を顕揚し、その上で、それにもかかわらず流通過程の〈不確定な〉相違は流通過程捨象の根拠とはなりえない、ということをも明らかにする点にある。

前項で述べたように、同部門内における全ての資本の生産条件が一様化することはないし、また、一様化傾向という法則がある訳でもない。だが、特定の生産条件とそこで生産される商品数量との間には、A生産条件ならば x ポンドの費用投下で y 個・ w ポンドの費用投下で z 個生産される等、技術的確定性があり、また、相違する生産条件とそれぞれの商品生産額との間にも、A生産条件ならば x ポンドの費用投下で y 個・B生産条件ならば x ポンドの費用投下で $(y - \alpha)$ 個の商品が生産される等、それぞれが技術的確定性を有するが故の「確定的な相違」がある。それ故、同一部門の生産条件は一様化する訳ではなく「同一部門内に生産条件を異にする資本が並存」する、ということは、けっして「生産過程の確定性」の否定を意味するものではなく、当面の課題との関連で言えば、生産過程の確定性が、ここでは「生産条件の確定的な相違」という姿を取って現われているのである。それに対し、流通過程の相違はそのよ

うな確定性を持たない。ある時点・ある状況の下で、A販売方法では x ポンドの費用投下で y 個・B販売方法では x ポンドの費用投下で $(y - \alpha)$ 個の商品が売れたとしても、その相違は恒常的・確定的なものではない。別の時点・別の状況の下では、同じ費用投下によってA販売方法では $(y - 2\alpha)$ 個・B販売方法では $(y + \alpha)$ 個売れるかも知れないからである。

だが、問題は、生産過程の相違は確定的な相違であり、流通過程の相違は不確定な相違である、という事実のみある訳ではない。重要なのは、そのことの持つ意味にある。以下この点について、市場生産価格論をにらみつつ詳論しよう。

第I時点。ある産業部門の供給構造が第I時点において図のI欄のようになっていると仮定しよう。

現時点において、Bが、需要の増大に対応して供給を増大させる生産条件、すなわち、支配的(需給変動に対して支配的)な生産条件であるとすれば、当該商品の(一般的)生産価格または市場(調整的)生産価格は、Bの個別生産価格 $=7\frac{1}{3}$ ポンドである。また、その際、商品の価格が $7\frac{1}{3}$ ポンドの場合には45万個の社会的需要があるとすれば、需要と供給は一致するので、市場生産価格と市場価格とは一致することになる。

第II時点。その後、劣等条件Cの半分が、更新時期となった等の理由から廃棄されBに転換されたとすれば、供給構造は図のII欄のようになる。転換先をAではなくBとしたのは、なおこの時点においても、Bが「個々の資本が一般的に容易に採用しうる生産条件のうちの最も優等なもの」(山口, NHK, 82頁)と仮定しているからである。

需要側それ自身には何らの変化もないと仮定すれば、市場生産価格(=なおBの個別生産価格)での商品供給量(47.5万個)が需要量(45万個)を上まわるので、①販売不振・流通期間の長期化が生じ、②市場価格はその一定の供給

時 点	生産条件	投下資本論 (万ポンド)	商品供給量 (万個)	個別的生産価 格 (ポンド)	市場 価 格 (ポンド)	一般的生産価 格 (ポンド)
I	A	100	20	5.5	$=7\frac{1}{3}$	$=7\frac{1}{3}$
	B	100	15	$7\frac{1}{3}$		
	C	100	10	11		
	合 計	300	45	供給=需要		
II	A	100	20	5.5	5	$(7\frac{1}{3})$
	B	150	22.5	$7\frac{1}{3}$		
	C	50	5	11		
	合 計	300	47.5	供給>需要		
III	A	90	18	5.5	10	$(7\frac{1}{3})$
	B	50	7.5	$7\frac{1}{3}$		
	C	15	1.5	11		
	合 計	155	27	供給<需要		
IV	A	190	38	5.5	$=5.5$	$=5.5$
	B	50	7.5	$7\frac{1}{3}$		
	C	15	1.5	11		
	合 計	255	47	供給=需要		

量に対して需要量を調整させるように変化し、たとえば、5ポンドに低下する（供給過剰による市場価格の市場生産価格以下への低下）。③その結果、部門利潤率（=Bの利潤率）は低下し平均利潤率を下まわることになるので、資本の蓄積の鈍化、資本の流出・倒産等を通じて需要に対し供給を対応させるような資本配分の変更（この場合には減少）が生じることになる。

第Ⅲ時点。このような資本配分の変更が、通常そうであるように「行き過ぎ」て、たとえば、供給構造が図のⅢ欄のようになったと仮定しよう。A・B・Cの資本額が、それぞれ $\frac{1}{10} \cdot \frac{2}{3} \cdot \frac{7}{10}$ 減少すると仮定したのは、需要が減少した場合に供給を減らすのは大体においてより劣等な生産条件であるが、供給を減らす生産条件は法則的に言って特定化しえない、という点を意識したからである。

このような「行き過ぎ」た資本減少、それ故の供給過少状態の出現の結果、①商品の売れ行

きは良好となり流通期間は短期化し、②市場価格は、この商品供給量（27万個）に需要量を対応させるように変化し、たとえば、第Ⅱ期の5ポンドから10ポンドへと上昇する（供給過少故の市場価格の市場生産価格以上への上昇）。その結果、部門利潤率（さしあたりはなおBの利潤率で代表される）は平均利潤率を上まわることになるので蓄積・資本流入を通じた資本配分の増大・供給増加がなされることになる。

第Ⅳ時点。その後は、供給増加とともに市場価格は低下傾向を示しながらもその価格低下は需要増大を呼ぶという形で、市場価格の短期的変動を伴いつつ部門利潤率が平均利潤率に至るまで供給増大がなされることになる。この時点においては、IやIIのようにBではなく、Aが「個々の資本が一般的に容易に採用しうる生産条件のうちの最も優等なもの」（山口、NHK、82頁）となり、それ故、Iの場合とは異なり、需要の増大に対し専らAにおいて供給増加

がなされると仮定すれば、すなわち、Aが支配的生産条件となっていると仮定すれば、この供給増加は、供給増加によって市場価格が5.5ポンドに低下するまで継続されることになる。なぜなら、市場価格がAの個別的生産価格である5.5ポンドを上まわっている限り、Aの利潤率は平均利潤率より高いので、Aはいくらでも供給を増大させるからである。このような機構を通じて、現時点での支配的生産条件であるAの個別的生産価格は、市場価格変動の重心をなす価格（直接には上がりすぎた価格を引き下げる価格）、すなわち、市場生産価格として措定されることになる。

さて、市場価格が新たな市場生産価格水準まで低下し5.5ポンドとなった場合、供給構造はどうなっているだろうか。これまでと同じく需要側それ自体には何らの変化もないと仮定すれば、需要は価格の関数であり¹³、価格が7 $\frac{1}{3}$ ポンドの時（第Ⅰ時点）には45万個・価格が5ポンドの時（第Ⅱ時点）には47.5万個の需要があったのだから、価格が5.5ポンドの場合の需要量は、通常両者の中間、たとえば、47万個となるだろう。とすれば、価格が10ポンドの時（第Ⅲ時点）の27万個に比べ需要は20万個増大したことになり、我々の仮定によればその需要増大は専らAの供給増大によってまかなわれたのだから、Aの資本量は、90万ポンドから190万ポンドへと100万ポンド増大することになるだろう。（以上をまとめれば図のⅣ欄となる。）

これまで述べたこと¹⁴を本稿の課題との関連

において捉えなおしておこう。①相異なる生産条件が同一産業部門に併存する場合に、どの生産条件が支配的であるかに応じて、商品生産量は変化し（Ⅰの45万個→Ⅳの47万個）、商品価格は変化し（Ⅰの7 $\frac{1}{3}$ ポンド→Ⅳの5.5ポンド）、当該産業部門への資本配分量も変化する（Ⅰの300万ポンド→Ⅳの255万ポンド）。②逆の言い方をしよう。特定の生産条件の普及は、供給量・価格・資本量等の産業部門的事象を変化させうるが故に、その生産条件は、需給を調整する支配的生産条件たりうる。③その支配的生産条件は、価格変動を規制する生産条件・市場生産価格を規定する生産条件であり、そのことを通じて部門利潤率はその生産条件によって規定された利潤率によって「代表」されることになる。④総じて、④生産過程は「確定性」を有するが故に、そこにおける変化は産業部門的事象の変化をもたらし、⑤生産過程の相違とは「確定的な」相違であるが故に、相異なる生産条件の内特定の生産条件が、需給を調整し価格を規制し部門利潤率を規定するそれ、つまり当該産業部門を代表する「標準的な条件として資本家社会的に認定」（山口、有斐閣、207頁）されることになるのである。

それに対し、流通過程の相違の場合にはどうであろうか。

ある産業部門に次の3つの販売方法があったとしよう。A販売方法……5万ポンドの流通費用投下で、一個10ポンドの商品を流通期間1/4年で年間20万個売っている、故に、商品・貨幣

⑬ 需要側自体に何らかの変化が生ずれば、商品が同一価格であっても需要量は異なるので、需要は厳密な意味での価格の関数（一対一対応の恒常的な成立）ではない。だが、需要量とは常に一定の価格に対する需要量であるが故に、少なくとも関数である。

⑭ 生産過程の相違とは確定的なそれである、ということの意味を明らかにするための例示が分を失して長くなったのは、以下のことをも同時に明らかにしたかったからである。①市場生産価格を規定する支配的生産条件とは、一般的に需要の増減に対し供給を増減させる生産条件ではなく、何よりも需要の増大に対し供給を増大させる生産条件である。②市場価格の意味は、一定の供給量に対して需要量を調整するという点にあり、そこでは、供給量を与件とした価格と需要量との関連（通常は逆相関）が問題となる。それに対し、市場生産価格の意味は、特定の個別的生産価格での

供給増加によって、その個別的生産価格において需給を一致させるという点にあり、そこでは、供給増加が市場価格をそして需要量を自己に調整しつづなされるが故に、価格変動の重心をなす支配的価格は究極的には供給側の条件によって、そこでの費用および一般利潤率によって規定される、ということが明らかとなる。それ故、価格とは常に需要と供給の均衡点において成立するものだが、市場価格は単に市場における需要量と供給量との一致点を示すのに対し、市場価格を規制する市場生産価格は、特定の条件の下での平均利潤を獲得しつづなされた生産による供給量と需要量との一致点を示す。だから、需給一致という言葉は狭義には後者のみに妥当する。

②で述べた点については、渡辺昭「特別剰余価値」について(2)（和歌山大『経済理論』、1965年7月）を参照。

資本（以下、流通資本と呼ぶ）50万ポンド。B販売方法……流通費用5万ポンド、流通期間1/2年で年間15万個を販売、故に、流通資本75万ポンド。C販売方法……流通費用5万ポンド、流通期間一年で年間10万個を販売、故に、流通資本100万ポンド。（A・B・Cともに5万ポンドの流通費用投下を仮定しているが、それはむしろ流通費用の相違を意味している。たとえば、商品一個当りの流通費用は各々相違し、また、流通費用と流通資本との比率も各々相違している等。）

Cの内半分がBに転換しBが1.5倍になったとしても、流通過程には確定性がないが故に、生産条件Bが1.5倍になった時にはそこでの商品供給が1.5倍になった場合とは異なり、年間商品販売量が1.5倍になる必然性はない。さらに、生産条件の場合には、生産条件Cの一部の生産条件Bへの転換は商品供給量・価格等産業部門的事象を変化させたが、この販売方法の転換の場合には、そうはならない。販売方法に工夫を加えることによって多少は代替性のある他種商品の市場を奪うということがあっても、基本的には販売方法の変化それ自体は当該商品に対する社会的な必要量または需要量を変化させうるものではないが故に、年間商品販売総量は相変わらず元のまま、すなわち、45万個だろう。また、販売方法の変化それ自体は商品の生産期間および生産規模を変化させるものではない。とすれば、すなわち年間販売総額も生産側も変化しないとすれば、部門全体の市場滞留商品額（流通資本）も元のままの225万ポンド（ $=50+75+100$ ）だろうし、部門全体の平均流通期間も元のままの1/2年（ $=\sum \frac{\text{各々の販売量}}{\text{総販売量}} \times \text{各々の流通期間}$ ）だろう。

このことの持つ意味を後論をも部分的に先取りしつつ述べておこう。

① 生産過程の相違の場合には、相異なる生産条件の内のどれが普及するかによって商品供給量・価格等の産業部門的事象が変化するが故に、特定の生産条件が部門を代表する標準的な

生産条件と位置づけられることになった。それに対し、流通過程の相違の場合には、相異なる販売方法の内のどれが普及しようと産業部門的事象には基本的に何らの変化も生じないが故に、特定の販売方法を部門を代表する「標準的」なものと言うことはできず、その販売方法の下での流通費用（商品当り）・流通期間（=流通資本）を部門を代表する「標準的」なものと言うことはできない。このことは、同時に、次のことを意味している。生産過程の場合には、特定の生産条件が部門を代表するそれとして部門間利潤率均等化機構において問題となり、その特定の生産条件の下での生産費用・生産期間・生産資本が生産価格水準を規定するものとして問題となる、それに対し、流通過程の場合には、そのような部門を代表し生産価格を規定するような特定の販売方法は存在しない。

② 同じく流通過程の不確定性とは言っても、流通期間の変動およびそれに規定された価格の変動、総じて〈流通過程の変動〉は、以前述べたように、商品の需給状態等の産業部門的事象に規定されたものであり、また、利潤率の変動・資本配分の変更等を通じて逆に産業部門的事象に影響を及ぼすものである。それに対し、販売方法の相違・流通期間の相違等の〈流通過程の（個別資本的）相違〉はそうではない。後者は、同一の産業部門的事象の下での諸資本の市場獲得競争における相違であり、その相違のあり方がどうであろうと産業部門的事象に変化を及ぼすものではない。流通過程の不確定性の二面的現象形態である〈流通過程の変動〉と〈流通過程の（個別資本的）相違〉との種差的区別をそこに見ることができるだろう。

〔4〕 結論の先取りはこのぐらいに留め、流通過程の不確定な相違は生産価格論における流通過程捨象の根拠となりうるか、という当面の問題に帰り、次段Cへの橋渡しをしておこう。

前項では、①流通過程の（個別資本的）相違の場合には、その内のどれも産業部門を代表する標準的な流通過程とはなりえない、と述べ、

②また、流通過程の（個別資本的）相違は、産業部門の事象を変化させるものではない、ということ述べた。それ故、生産価格とは産業部門ごとに決まる標準価格であるが故に、我々も、ある意味では、山口氏と同様に、生産価格論においては流通過程の（個別資本的）相違は「度外視」される、と言っている訳である。だが、このことは、けっして山口氏の言われるように、生産価格論においては流通過程を捨象しなければならない、ということの意味する訳ではない。以下、この点を問題としよう。

山口氏は、「流通上の諸資本は、その不確定性ゆえに、個別産業資本が有利な産業部門を選択する際の利潤率比較においては、その個別的特殊性を考慮外におかざるをえないという点が、利潤論の前半で流通過程をとりあえず捨象して一般的利潤率の形成が考察される方法上の根拠をなすことになると考えられる。」（東大①, 12頁。NHK, 78頁も参照）と述べられている。だが、未だ批判としては不十分なもの・形式的なものにすぎないが、この山口氏の主張には一つの飛躍がある。流通上の諸資本・一般的に流通過程の「個別的特殊性を考慮外におかざるをえない」ということは、直ちに「流通過程をとりあえず捨象」という論理展開を必然化することになるのだろうか。「流通過程の個別的特殊性を考慮外におく」ということが直接に意味していることは、その対偶である〈考慮に入れるのは、個別的特殊的ではない流通過程である〉ということなのではなからうか。すなわち、流通過程の（個別資本的）相違を度外視した流通過程、先ほどの例で言えば、当該産業部門全体では、15万ポンドの流通費用が投下され・年間45万個の商品が販売され・平均流通期間は1/2年であり・流通資本は225万ポンドである、という事態を考慮に入れるということなのではなからうか。

だが、批判は未だ完成してはいない。なぜなら、上述の産業部門の事象がどのような根拠を有したものであり、どのような意味で生産価格

を規制するものとして生産価格論において問題とされるべきものなのかという点については、伏線として「におわした」ことを別とすれば、何ら明らかにしていないからである。そのためには、流通過程の〈個別資本的相違〉と流通過程の〈産業部門的相違〉との種差的な区別が問題とされねばならない。以下、その点を問題としよう。

C. 流通過程の〈産業部門的相違〉

宇野氏は「それ（「個別的、偶然的要因が極めて重要な役割を演ずる」「純粋の流通期間」……青才）は先に純粋な流通費用について述べたように異なる種類の事業にあっては勿論のこと、同種の事業にあっては必ずしも一定の期間を、労働乃至生産期間のように技術的に決定されたものとして与えられているわけではない。」（旧原論, 294—5頁）と述べられている。また、山口氏も、「異なる種類の事業にあっては勿論のこと」という含意を行間ににおわせつつ「生産過程のある規模とその生産過程を維持するために必要な流通過程上の諸資本の量との間の関係は、同じ産業部門内でも個々の資本によって相違し、しかもそれぞれにおいて不確定的に変動する。」（NHK, 88頁）と述べられている。

流通過程の産業部門間の相違も産業部門内部での相違も、ともに、流通過程には「基準」がないことの証左とされているようだが、「勿論」と言えるような相違が産業部門間に存在するとしたら、その相違は生産価格を形成する資本の部門選択行動において「勿論」考慮されることになるのではなからうか。

従来は、産業部門間の流通過程の相違（流通過程の産業部門的相違）と同一産業部門内の流通過程の相違（流通過程の個別資本的相違）との種差的区別に無頓着のまま、流通過程は個別的偶然的に相違する・不確定に相違するが故にそこには「基準」がない、それ故、生産価格論では捨象されねばならない、と主張されてきた。問題は、流通過程の産業部門的相違も、個別資本的相違と同様に偶然的なもの不確定なもの

「基準」を持たないものと言っていいのか、という点にある。以下、この点に関しあたり流通期間・狭義の流通資本（以下、単に流通資本と呼ぶ）に焦点を絞る形で問題にしよう（変動準備金・流通費用の産業部門的相違については、続稿第四節で詳論する。）。

〔1〕 まずは、社会的全体的流通期間（または流通資本）は社会的再生産過程によって規制されている、という点について。

(i) マルクスは『資本論』第三卷第18章「商人資本の回転。価格」において、商業資本の回転は、第一に産業資本の生産規模および生産期間によって、第二に「総個人的消費の速度と範囲とによって制限されている。」と述べている（参照、K. III, S. 315, 433—4頁）。

加茂川益郎氏は、上のマルクスの論述を引用しつつ、それを「社会的な再生産過程の流通過程に対する規制——日高氏の言葉でいえば「超歴史的な、社会的原則」の「売買過程」への規定性」を説いたものと位置づけられている（「商業資本と平均利潤」、『千葉敬愛経済大学研究論集』、1980年6月、144—5頁）。支持すべきだろう。

(ii) 本稿第一節で触れた、山口氏の商業資本自立化による、「流通期間の「社会的」短縮」に対する微妙ないいまわし（参照、新瀉大(一)、30—1頁）も、この点を意識されたものであろう。拙稿での要約をそのまま借りて言えば山口氏はそこで次のように述べられている。「社会的規模での、生産拡大・購買力増大による消費の増大が前提されない限り、個々の商業資本の回転促進は他の商業資本の回転遅延を結果し、個々の商品の流通期間短縮は、それだけ代替的に従来他の商品購入に出動していた購買力を減少させ、他の商品の販売困難・流通期間長期化をも

たらず等、総じて、流通期間の社会的短縮・商品資本部分の社会的節約は不可能だ、とも考えられる」（『流通過程の変動と商業資本論』、10—1頁）と¹⁹。

〔2〕 前項では、社会的流通期間または流通資本は社会的再生産過程によって規制されている、という点を述べたのだが、まだ、一步も課題に近づいている訳ではない。なぜなら、この論点は多種商品の回転を媒介する商業資本成立の意味を考える場合には重きをなすとしても、生産価格は商品種ごとに決まるものであるが故に、このような総量規制の存在を言ったとしても、それだけでは生産価格を規定する流通期間・流通期間に関しては何も言っていないに等しいからである。問題は、商品種ごとの流通期間・流通資本、総じて、産業部門的流通過程にある。以下、三点（イ、ロ、ハ）に渡って問題としよう。

(i) 例えば通常パンの流通期間が一月ということはあるに等しい等、商品種ごとの流通期間は当該商品の使用価値的耐久性にその限界を持つ。この商品の使用価値的耐久性は、流通期間の上限に関わるものでしかなく、未だ生産価格を規定するものとしての流通期間を明らかにするものではない。だが、この点を考えただけでも、資本の部門選択において、例えば、パン製造業と自動車製造業との選択において、流通過程を「度外視」する、ということはそもそもありえない、とは言いうるだろう。

(ii) だが、商品の使用価値的耐久性を指摘しただけでは、流通過程捨象説の批判とはなりえない。宇野氏にしても、次に引用するように、この点は百も承知でその上でなおかつ流通過程は不確定だと言われているのだからである。

「市場への距離、或いは商品の使用価値の、

¹⁹ 山口氏は、当該部分後半で、「商業資本には……流通期間を「社会的」に短縮する機能はないのか」といふとむろんそうではない。それは個々の産業資本の個々の商品の販売を促進し、そのことを通して、いわば不均等的にはあるが、個々の産業資本の流通資本の生産資本化の促進、剰余価値の生産の増進をおこないつつ、社会的再生産過程そのものの拡大、「直接の消費者」の購買力そのものの増大を媒介しているのである。」と述べられている。だが、商業資本

が「個々の産業資本の個々の商品の販売」を〈選択的に〉「促進」する、ということは、同時にその裏側として、他の商品を〈選択的に〉取り扱かわない、ということの意味するが故に、「個々の商品の販売促進」による「個々の産業資本」の「不均等な」蓄積および生産の増大が、「社会的再生産過程そのものの拡大」を結果するとは必ずしも言えないだろう。本文中で引用した筆者の要約は、この点を踏まえたもの、その意味では正確に言えば改訳である。

例えば腐敗し易いというような性質によっては一定の流通期間を客観的に与えられることにもなる。……しかし、それは流通期間とはいいいながら、一方は運輸として流過程に延長された生産過程をなし、他方は保管費用と同様に使用価値の損傷による価値の喪失を防止するものとして純粋の流通期間とは区別しなければならない。したがってまたそれぞれの商品の生産期間と同様に個々の資本にとってはその競争に一定の基準が与えられる……。……かくして流通期間の長短による回転期間の長短は、運輸、保管等のこれに附随する第二次的な生産過程乃至これに準ずるものに要する期間を除いて見ると、純粋に商品の売買に要する期間の相違となり、それは景気の如何によって時には迅速に行われ、時には停滞することがあるにしても、一定の時期にも、個々の資本にとって決して一定の客観的基準を有するものとはいえない。それは産業資本としては寧ろ偶然的なる、個々の場合によってそれぞれ異ったものとせざるを得ないものである。」(旧原論, 295—6頁。筑摩『資本論研究IV』, 264頁, をも参照)。

長々と引用したのもそのためだが、注意すべきは、この論述の持つ自説否定的含意にある。すなわち、ここで事実上宇野氏は流通期間は産業部門的には「一定の基準」を有すると言っている、という点にある。以下その点に関し、④保管期間を除いた売買期間という言い方はできるのか、⑤保管期間にも、保管費用と同様に、宇野氏が言うところの「あらゆる社会に共通なもの」と「特殊商品経済的なもの」との区別があるのではないか、という論点との関わりにおいて詳論しよう。

④ 上述の引用文において、宇野氏は、①運輸および保管は「生産過程乃至これに準ずるもの」であるが商品売買はそうではない、②それとの関連において、運輸費用および保管費用は

生産費用と同様に「客観的基準」を有するのに対し売買費用(または純粋の流通費用)はそうではない、③それとアナロジカルに、運輸期間および保管期間は、「生産期間と同じような流通期間」(『資本論研究』IV, 264頁)であり「客観的基準」を有するのに対し、それと区別された「純粋の流通期間」(販売期間)はそうではない、と主張されている。運輸費用・運輸期間に関してはそう言ってもいいだろう。だが、保管費用・保管期間に関してはそうは言えない¹⁰⁾。なぜなら、恐慌のための販売困難というような場合も含め、商品には売れてしまうまで「使用価値の損傷による価値の喪失」の危険がありそれを「防止する」ための保管の必要があるが故に、商品の価値の形態変換にかかる期間すなわち販売期間が、同時に、商品の使用価値の維持が必要とされる期間すなわち保管期間だからである。それ故、保管費用と売買費用とは実際にはともかく概念的には別個の費用として区別されるが、保管期間と売買期間とは同じ流通期間の二側面であるが故に、「……保管等の商品の売買に附随する過程を除いた流通期間」(旧原論, 294頁)というようなものは存在しない。とすれば、純粋な流通期間には「基準」はないと主張することは、同時に、保管期間にも「基準」はないと主張することになり、さらに、保管費用は正比例的にはないとしても保管期間に規定されるが故に、保管費用にも「基準」はない、と主張することになる。上述の「自説否定的含意」とはまずこの点にある。

⑤ 保管期間内の区分について。

宇野氏は、保管費用について次のように述べられている。「この費用は、純粋の流通費用と異って、(a)商品経済に特有なるものと、(b)あらゆる社会形態に共通なるものを含んでいる。前者は、商品流通の停滞から生ずるものであって、純粋の流通費用と同様になんらの価値をも

10) 通常、運輸費用と保管費用とを例えば「生産的」流通費用と括った上で、それと売買費用(純粋な流通費用)との違いが問題にされており、運輸と保管との区別は余り重要視されていない。だが両者は明確に区別した上で問題とされなければならない。この点、すなわち、運輸と保管との

種差的区別、運輸費用と保管費用の価値形成上の差異、それを反映した運輸費用・運輸期間と保管費用・保管期間との生産価格規定に際しての機構上の差異については、統稿第四節で詳論する。

追加するものではない。しかるに後者は、もちろん、社会的に必要とせられる使用価値になんらかの追加をなすものではないが、しかし使用価値の量的、質的減損を防止する点で、消極的にはあるが、使用価値になんらかかわりのない純粋の流通費用と同一視することは出来ない。」(旧原論, 149頁)。引用文中の(a)(b)に共通する「使用価値の量的、質的減損を防止する」という規定、ある意味では「保管」という用語の国語辞典のいいかえにすぎないこの規定を、(b)の「あらゆる社会形態に共通なる」保管特有の規定としている点は当然疑問とせざるをえない。④で述べた宇野説の「自説否定性」はこの誤りの故に生じたものだろう。この点を踏まえ、(a)=価値形成的、(b)=価値非形成という宇野氏の基本的論点に立って(㉑)の冒頭の引用文の含意、または宇野氏の真意を読めば、宇野氏は次のことを主張されていることになる。①保管費用および保管期間には「あらゆる社会に共通なもの」と「特殊商品経済的なもの」とがある、②前者は客観的基準を有し生産価格を規定する、だが、後者は、個別的偶然的に相違するが故に生産価格論では捨象されねばならない、と。

だが、こう解した場合にも問題は残っている。引用文の文義上の「自説否定性」は除去されたとは言え、そのためにより重大な「自説否定的含意」が現われ出ているからである。問題は、〈流過程の個別資本的相違〉を考え合せた場合に、保管期間等が「基準」を持つとはどういうことを意味するのか、という点にある。

例えば、ある商品種の100万個が「あらゆる社会に共通の」生産手段・消費手段の商品形態における在荷であり、市場にはその時100万個の商品しかないとしても、ある資本(A)の流通期間は1カ月で他の資本(B)の流通期間は2カ月であるという場合は存在しうる(参照、山口、東大(2)、24頁)。〈流過程の個別資本的相違〉を認める限り、それは当然のことである。とすれば、A・Bともに「あらゆる社会に共通」の保管をしているにもかかわらず、両者の販売期

間=保管期間は相違する、それも流過程の不確定性故に不確定に相違することになる。このことは、「あらゆる社会に共通な」在荷・そのための保管というものは、個々の資本に関して言えるものではなく、その商品種ごとにそれ故当該産業部門全体に関してのみ言いうるものであるということの意味している。すなわち、流過程の個別資本的相違の故に個別資本の商品在庫量・それ故保管期間=販売期間にも個別資本的相違があるにもかかわらず、その合計である産業部門的商品在庫量・保管期間(=販売期間)には「あらゆる社会に共通なもの」に規定された「基準」がある、ということの意味している。とすれば、同一産業部門内の〈流過程の個別資本的相違〉と〈流過程の産業部門的基準〉とは同時に成立・併存するものであり、相違する個別資本の流過程の合算が産業部門的流過程であるが故に、流過程の個別資本的相違をもって、私の改訳によれば宇野氏自身が「生産期間と同様に個々の資本にとってはその競争に一定の基準が与えられる」(旧原論, 295頁, 前掲)と位置づけた・「あらゆる社会に共通な」ものによって規定された流過程(保管費用、保管期間=販売期間)を生産価格論において捨象することは許されないだろう。

我々は、これまで、「あらゆる社会に共通な」商品在庫量・保管期間・保管費用には産業部門的基準があるということを指摘した。商品在庫量が決めれば商品資本量が決まり、保管期間は④でも述べたように流通期間・販売期間であるが故に、流通資本・流通期間には「あらゆる社会に共通なもの」に規定された産業部門的基準があることになる。

だが、流過程捨象説批判はまだ完成してはいない。なぜなら、我々は、「特殊商品経済的な」保管に対応した流通資本・流通期間については何ら述べておらず、それを考えに入れば、基準があるものと基準がないものを合計すれば基準がないものになるが故に、「あらゆる社会に共通なもの」と「特殊商品経済的」なもの

を含む流通資本・流通期間には基準がないという反論の余地を未だ残しているからである。以下、この点を問題としよう。

(v) 「流通過程捨象説」を唱える諸論者といえども、山口氏がそうであるように、その全てが個別資本の利潤率の規定に流通資本・流通費用がはいることを否定している訳ではない。個別資本の利潤率計算においては、「基準」のない諸要素をそのまま入れること自体は何ら問題とはならず、単に個々相違し変動する流通過程を反映して個別資本の利潤率は個々相違し変動する、というにすぎない。それ故、諸論者が、「基準」ということを問題とし、流通過程の不確定性故に流通資本・流通費用等には「基準」がないという点を論拠として流通過程の捨象を主張するのは、諸論者が、生産価格を規定するものとしての流通資本・流通費用等を問題とし、生産価格の構成部分をなす一般的利潤率を規定するものとしてのそれを問題にしているからである、ということになる。とすれば、すなわち、問題が生産価格を規定するものとしての流通資本等の問題であるとすれば、(iv)で未解決の「特殊商品経済的」な保管に対応した流通資本・流通期間の問題はおのずから水解する。なぜなら、「特殊商品経済的」な流通資本・流通期間は、生産価格体系にははいりえないものであるが故に「特殊商品経済的なもの」だからである。

生産価格とは、その定義から言って当然にも、当該商品に対する需給一致において成立する価格である。需要と供給が一致している時点において市場に存在する商品は、需給一致ということの意味から言って当然にも、「あらゆる社会に共通な」生産手段・消費手段の在荷のみである。とすれば、先ほど述べたように、この商品在荷量は「産業部門的基準」を持つものであるが故に、生産価格成立時点における当該産業部門の流通資本・流通期間は、「あらゆる社会に共通なもの」=経済原則的事態に規定された「基準」を持つことになるだろう。このことは、「特殊商品経済的」な保管に対応した流通資本・流

通期間は「不確定なもの」だとしても、それは、不確定で基準がないが故に「捨象」されたり「度外視」されたりするのではなく、「機構」的に「抜け落ち」生産価格成立時点では存在しない、ということの意味している。とすれば、流通資本・流通期間も、個別資本においてそれが直接に受けとめられる訳ではなく、それ故、個別資本的相違を伴って受けとめられるしかないとしても、産業部門的には経済原則的事態を反映した「基準」を有するものとして生産価格の構成部分となるだろう。

〔3〕我々は、前項では、流通過程には、商品種ごとにその使用価値に規定された「産業部門的基準」が、使用価値的耐久性によって上限を画されたそれ、使用価値の消費（需要）・生産（供給）に規定されたそれがあることを明らかにしてきた。この点に関し、山口氏は、用意周到にも、そんなものが存在しようとはそれは「理論的には何の意味もない」とし、すでに批判の対象とされている。それ故、以下、その山口氏の批判の検討を通じて筆者の見解の補強を計ろう。

山口氏は、マルクスが「商品別にそれぞれの使用価値に特有な「平均」的な流通期間を想定」（東大(2), 24頁）している（参照、K. III, S. 320, 440頁）、という点を批判し次のように言われている。枢要な論点なので煩を厭わず引用しよう。

「このように個々の商品に、それぞれの使用価値に固有の平均的流通期間なるものを想定することは、はたして可能なのであろうか。／「平均」的ということが理論的に意味をもちうるためには、それが標準的流通期間であることを資本家社会的に認定する機構の存在することが確証されなければなるまい。そのためには、平均的な流通期間は、流通期間の不断の変動を何らかの意味で規制する重心としての確定的な規定性をもたなければなるまい。しかし、本来の流通過程を構成する諸要因にそのような使用価値に由来する確定性を求めることは不可能であら

う。たとえば、ある穀物をとった場合、収穫の直後に売られるものもあれば、次年度の収穫の直前になって売られるものもあり、またその時期を過ぎても、売られないものもあると考えられる。それらの個々の穀物の流通期間の相違はまったく無規定で、一定の期間に収斂する傾向など到底考えることはできない。したがって、それらの平均を計算して、たとえば7カ月といった数字を出してみても、それは理論的には何の意味もないであろう。内的に無規定なものをいかに平均化してみても、その無規定性には変わりはないのである。／そして、このように、流通期間には客観的な規定性がなく、したがって、その変動には確定的な重心がないということこそが、実は本来の流通に特有な問題なのであり、商業資本も、この不確定性の問題の産業資本にとっての制約性の解除機構として分化してくる点にその独自の問題があると考えられるのである。」(東大(2), 24頁)と。

引用文の末で述べられている商業資本分化の根拠に関する指摘は支持されねばならない。今までも述べてきたように、また後論でも述べるように、筆者の商業資本論もこのような山口氏の見解に依拠したものである。だが、問題は、そのことが、商品種ごとの産業部門の流通期間という論点の全面否定の上に立って語られている、という点にある。以下、3点(イ、ロ、ハ)に渡って問題としよう。

(イ)「個々の穀物の流通期間」は、「まったく無規定」かどうかについては留保するとしても、少なくとも、偶然的なもの不確定なものによって規定されるが故に不確定である。この不確定に流通期間が異なる穀物を、併存する資本が販売しているとすれば流通期間は個別資本的に相違することになり、それを同一資本が販売しているとすれば流通期間は時期によって変動することになる。それ故、「個々の穀物の流通期間」「の平均を計算して、たとえば7カ月といった数字を出し」、資本家はその計算から穀物は7カ月で売れるものとして行動したとすれば、彼

は手痛い損害をこうむるだろう。彼が変動準備金を保有しなければならぬのもそのためである。

だが、上述の7カ月という「平均」的な流通期間は、山口氏の言うように「何の意味もない」ものなのだろうか。①一年に通常一回しか生産されない穀物(米)の流通期間の平均が一週間だとしたら人々は餓死してしまうだろう、②穀物の流通期間が平均7カ月でパンのそれが半日だとすれば、その差は資本が営業を開始する場合の必要資本額の計算において当然考慮されるだろう、③平均流通期間が半日のパン製造資本がパンの流通期間の変動に対し一カ月分の生産継続のための変動準備金を保有するということはありえない、等、それは「何の意味もない」ものではない。山口氏自身が、たとえ「たとえば」というたとえであったとしても、穀物の「平均」流通期間を一週間としないで「たとえば7カ月」と想定されたこと自体、そのことを示している。

(ロ) とは言え、山口氏の見解は、この程度の批判で訂正を迫られるような「ヤワ」なものではない。氏は、そのような「商品の使用価値的特殊性による(「平均」流通期間の——青才)の相違」は「実は流通の問題とはいえない」(同, 23頁)とし、「本来の流通に特有な問題」は不確定な「変動」にこそあるとした上で、「平均」流通期間は「理論的には何の意味もない」(同, 24頁)と言われているのだからである。以下、この点に関して述べよう。

商品とは、社会的再生産過程が必要とする使用対象の取る特殊歴史的な形態であり、商品流通とは、価値としての商品の持ち手交替であるとともに使用価値としての商品の持ち手交替である。それ故、商品の価値の形態変換のための販売過程と商品の使用価値の維持のための保管過程とが同じ流過程の二面をなす、ということからもうかがわれるように、商品の流過程はそもそも「流通に特有」なものをはみ出す内容を持っているのではなからうか。つまり、商

品の流通過程の使用価値的側面は、経済原則的事態を反映した「産業部門的基準」およびその経済原則的事態の実現過程における産業部門的「平均」流通期間の時期的変動として現われ、その「流通に特有」な側面は、個別資本間の不確定な相違および個別資本的流通期間の不確定な変動として現われるのではなからうか。とすれば、たとえ、「(流通過程の——青才)不確定性という問題の(個別——青才)産業資本にとつての制約性の解除機構として分化してくる」(同、24頁)商業資本の考察においては、流通過程の産業部門的基準ということは「理論的には何の意味もない」としても、価格変動の重心をなす生産価格は経済原則的事態の価格面での実現形態であるが故に、それは、生産価格論においては「理論的意味」を持ちうることになるだろう。

上述のように言ったとしても、我々は、「流通をいわば生産に擬制し、生産過程化してとらえる観点」(同、24頁)に立って、流通過程の産業部門的基準を経済原則的事態から一方的に引き出している訳ではない。我々はむしろ商品の流通過程の二面性を強調しているのであり、「生産との機能関連を切断してとらえられた流通自体の内部に、使用価値的特殊性に直接的に規定された流通期間の確定的基準が内在」するとは「到底考えることができない」(同上)とする山口氏の指摘を実現すべく、「生産との機能関連を切断してとらえられた」「流通に特有な」側面のみならず生産との関連が問題となる経済原則的・使用価値的側面をも考えねばならない、と言っているのである(引用部分は作為的誤引)。

さらに言えば、我々は、流通過程の二面性を、それぞれ流通過程の産業部門的基準と流通過程の不確定性とに割り振っている訳ではない。内容的にはすでに述べたことだが、流通過程の「産業部門的基準」という概念自体に流通過程の二面性を含意させようとしているのである。その産業部門的基準が経済原則的事態の現われ

であると位置づけた後にも、それが流通過程における現われであるが故に、そこになお流通過程の二面性は貫徹すると考えたからである。以下、その点に関し、これまでの展開の総括をも兼ねさせつつ詳論しよう。

㊸生産過程の場合には、だれがやってもほぼ同じ結果が得られるという技術的確定性の故に、特定の生産条件という「個別」が客観的基準として当該産業部門の生産過程を「代表」する。それに対し、流通過程の場合には、そのような客観的基準を持って部門を代表するような「個別」は存在しえず、産業部門全体として「基準」があるにすぎない。それ故、生産価格水準の規定に際し、生産過程の要因の場合には「代表的個別」が問題となるのに対し、需給一致状態においても当該産業部門を構成する資本の流通過程は個々偶然的に相違するということからわかるように、流通過程の「産業部門的基準」は「個別」資本においてそのまま直接に受けとめられるものではないが故に、流通過程の場合には当該産業部門全体が問題となる。いわば、流通過程の「内的」基準は、不確定に相違する個別資本の流通過程の合計・平均という形でのみ現われるのである。流通過程における「基準」を、生産過程の場合のそれと同様のものとするのが誤りであるのは勿論、逆に、それが生産過程の場合の「基準」とそのあり方がちがう故を以って流通過程には「基準」はないと考えるのも誤りと言わねばなるまい。

㊹我々は、本節Aでは流通過程の変動は生産価格形成機構において不可欠の媒介契機をなすということを強調し、前項(ㄨ)では、需給一致時点では、「特殊商品経済的な」保管に対応した流通資本・流通期間等は「機構的に抜けおち」産業部門的基準をもったそのみが存在する、ということ述べた。すなわち、流通過程の変動を不可欠の媒介とした生産価格形成機構を通じて流通過程の産業部門的基準が「指定」されるのである。詳論しよう。

① 生産価格は、商品需給状態の変化を反映

した産業部門的な流通期間の変動・それを基礎とした価格変動・それらを通じてなされる資本配分の変更等を通じて形成されるものである。それ故、流過程の変動は生産価格形成機構の不可欠の媒介をなす。だが、生産価格とは価格変動の重心である限り、変動する流通期間がそのまま生産価格の構成部分となることはありえず、「流過程の変動」それ自体は、変動準備金の存在という問題（この点については後述、続稿第四節）を除けば、生産価格の水準規定の問題からは抜け落ちる運命にある。総じて、流過程の変動とは、当該商品の需給過不足の是正過程自体であり、是正時点＝生産価格成立時点では問題とならないものである。いわば、生産価格形成機構論としての「生産価格論」では重きをなすが、生産価格（水準）規定論としての「生産価格論」からは抜け落ちるのである⁽⁷⁾。

② 流過程の産業部門的基準とは、たとえば、以下本項冒頭に引用した山口氏の例示と関連させて言えば、一年に一度しか生産されないが一年中必要とされる穀物（例えば米）の流通期間は需給一致状態においては半年（6ヶ月）であるというように、経済原則的事態を反映したものである。だが、その6ヶ月という数値は、「われわれ」が経済原則的事態から一方的に演繹したものではない。むしろ、それは、流通期間の変動・価格変動を見ながらなされる諸資本のより高い利潤率を求める部門選択活動を通じて、総じて、生産価格形成機構を通じて、「措定」されたものである。

また、ある時点における諸資本の流通期間の平均または特定期間における産業部門の流通期間の平均が、たとえば山口氏の例のように「7ヶ月」である場合に、その「平均」流通期間7ヶ月の内の1ヶ月を「除き」生産価格を規定する産業部門的流通期間は6ヶ月だとしたのも、「われわれ」が恣意的にそうしたのではなく、

諸資本が供給過剰故に流通期間は平均7ヶ月であるという状況を利潤率低下という形で受けとめ行動するからであり、そのような諸資本の行動を通じてその7ヶ月という流通期間を6ヶ月に短縮させる生産価格形成機構が存在するからである。

③ 生産過程の場合には、部門を代表する「標準的」生産条件は、自己の個別生産価格に市場価格を引きつけそれを生産価格たらしめるものだった。それに対し、流過程の産業部門的基準は、生産価格成立時点における流過程であり、生産価格形成過程の終点・結果として「事後的」に「措定」されるものである。すなわち、「標準的」流過程は生産価格形成「機構」を通じて「事後的に、（資本家）社会的な認定」を受けるのである（文中の「」は、山口氏の、東大(2)、24頁でのいいまわし）。

総じて、「標準的」流過程を「資本家社会的に認定する機構」の在り方が生産過程の場合と異なり、また、「標準」とか「基準」とかいう場合のその意味が生産過程の場合とは異なる、ということは、生産過程と流過程とは異なることから言っていえば当然のことであり、そのことは、「基準」「標準」となる流過程を「資本家社会的に認定する機構」がない、ということの意味する訳ではないのである。

(7) これまでの展開を通じて本稿冒頭に引用した山口氏の見解に対する批判はほぼなされたと考えたい。とは言え、批判は未だ完成してはいない。問題は、流過程の産業部門的基準が、個別資本にはそのまま直接に受けとめることができなものであり、生産価格形成機構を通じた結果として「事後的に」「措定」されるしかないものであるとしたら、生産価格形成機構自体個別資本の活動を欠いては無であるが故に「基準」を「措定」する生産価格形成機構が説けなないのではないか、という危惧にある。

(7) 本文②では、流過程は個別資本的な相違にもかかわらず「産業部門的基準」を有するというを述べ、②の①では、流過程は変動するにもかかわらず、生産価格水準規定の際にはその「変動」の問題は抜け落ちるということを述べた。前稿で生産価格がどう決まるかということ問

題にした際、「流過程の不確定性」にもかかわらず「流通費用・流通資本等も、さしあたり生産費用・生産資本と同様の量的規定性において処理し、その処理は(が)単にさしあたりの便宜的処理ではない」（前稿、51頁、註）と言った理由も、この点にある。

この危惧に対しては、我々は、マルクスとともに「経験によって（産業部門的基準は——青才）見出される。」（参照、K. III, S. 320, 440頁）と答えたい。すなわち、生産価格成立という生産価格形成過程の終点は次の生産価格形成過程の始点であり、結果は次の過程の前提であるが故に、終点・結果において「措定」された「基準」は、「そのまま直接に」ではないが、「経験」という形で・それ故個別資本的相違を伴ないつつ個別資本の活動を規制する、と答えたい。結論はこれ以上を出ないとはいえ、この程度の説明では危惧永解とはならないので、以下、この点について、本節Aでの立論を緩用しつつ詳論しよう。

本節Aで述べたように、山口氏は生産価格形成機構を説く際に価格変動を問題とされていた。価格実現とは商品所有者の提示した価格で貨幣所有者が買うということなので、現実の市場価格（実現価格）の変動は必ず資本家の価格付けの変化を前提としている。ところで、その価格付けは、売れ行きが良好ならばもう少し上げようとする、売れ行きが不振ならばもう少し下げて売らざるをえない等、商品の売れ行きを判断材料としてなされる。さて、問題は、現在の売れ行きが良好かどうかを個々の資本家は何を根拠として判断するのか、という点にある。売れ行きが良好ならば流通期間は短期化し、不振ならば長期化するが、その長短の判断を何を根拠としてなすか、という点にある。それは、個々の資本家の個人的「経験」であるしかないのではなからうか、そして、その「経験」に基づいて主観的に判断するしかないのではなからうか。自動車の流通期間が3日の場合に売れ行きがいいと判断しパンの流通期間が2日の場合には売れ行きが悪いと判断するのは、3日か2日かという絶対的期間の長短の問題ではなく、この商品はこの位の期間で売れるものだという「経験」的流通期間と比較することによってそうするのである。また、自動車の流通期間が昨月は平均1週間で今月は2週間である場合に、相対

的には売れ行きは悪くなり流通期間は長期化しているにもかかわらず、今月はまだ売れ行きはいい・流通期間はまだ短かいと判断するのは、自動車はたとえば1カ月が「平均」流通期間であるという「経験」の故ではなからうか。

この「経験」が、「経験」ということばの意味から言ってもそうだが主観的個別的なものであり、それ故、同一商品の「平均」流通期間の判断に関しても個人的または個別資本的相違・偏差が存在するという事は、当然のことであるとともに商品経済においては必然のことである。流通期間の産業部門的基準は、このように「主観的個別的」相違を残しながら個々の資本に受けとめられるしかないのである。この「主観性・個別性」は、一方では日々の体験を通じて訂正されると同時に他方では最近の身近な体験を通じて拡大されるが故に、いつまでも残るだろう。だが、流通期間の産業部門的基準が個別資本に「そのまま直接には」受けとめられないということは、それが無いということの意味する訳でもなく、また、そもそも受けとめられないということの意味する訳でもない。主観性の確率分布としてしか受けとめられない点に流通過程の産業部門的基準の特性がある、というべきだろう。

〔4〕 統括しよう。④諸資本は、利潤率の増進をめざした部門選択活動において、生産過程的事象に関しては、A部門の確定的に相違する生産条件の内の特定のもとB部門のそれとを比較検討する。勿論、資本としては参入および蓄積（蓄積自体ある意味では部門選択である）に際し可能な限り優等な生産条件を採用しようとするのであって、けっして支配的生産条件を採用しようとするわけではない。だが、諸資本が「一般的に容易に採用しうる生産条件のうちの最も優等なもの」（山口、NHK、82頁）を採用することによって、それは支配的・代表的・標準的生産条件となる。それ故、資本の部門選択活動においては、結局のところ、A部門の支配的生産条件とB部門の支配的生産条件とが生

産過程の産業部門的相違として考慮されることになり、その結果、生産価格もそれによって規定されることになるのである。

㊤ 流通過程的事象の場合には、A部門内の相違もB部門内の相違も不確定なものではないので、資本は部門選択行動においては両部門の流通過程の産業部門的相違を比較検討することになる。なぜなら、資本としては出来るだけ「優等」と思える販売方法を採用しようとするとは言え、その販売方法の「優等性」とはいつだれがやっても同じ成果をもたらさうというような「確定的」なものではないが故に、A部門の特定の販売方法とB部門の特定の販売方法とを産業部門的相違として考慮に入れることはできないからである¹⁸⁾。すなわち、同一産業部門内部の〈流通過程の個別資本的相違〉の度外視。

㊦ 流通過程の産業部門的相違は厳密に言えば以下の3つの層からなる。㊸A部門の産業部門的基準とB部門のそれとの相違。いわば、「基準」間の相違。これは、経済原則的な相違を意味している。㊹特定時点における両部門の流通期間・価格等の産業部門的相違。いわば、現実の相違。これは同部門の商品需給状態の相違を意味している。㊺両部門の産業部門的基準と現在の産業部門的事象との乖離の程度の相違。いわば乖離間の相違。これは両部門の需給過不足状態の差に規定されたもので、部門間利潤率の相違として表現される。

資本の部門間選択における関心事が㊺であることは言うまでもない。だが、㊻自体㊸と㊹から導かれたものであって、資本家が㊻を問題とするということは㊸と㊹とを問題にするということの意味する。また、利潤率が高いということが部門選択の動機となとしても、部門選択に際しどれだけの資本が必要でその資本をどう分割するかということを考えるやいなや㊻を考慮せざるをえなくなるだろう。さらに、㊻を見

ながらなされる資本の部門選択行動が、㊻を変化されることによって㊼を解消し、生産価格の形成という形で㊽を現実化させることになる。総じて、資本の部門選択活動においては、結局のところ流通過程に関しては、A部門の産業部門的基準とB部門の産業部門的基準とが産業部門的相違として問題となり、その結果、生産価格もそれによって規定されることになるのである。

㊾ いままで、資本は、産業部門的相違を、生産過程に関しては支配的生産条件において流通過程に関しては産業部門的基準において捉えるということを述べてきた。だが、それらは部門選択活動の「基準」をなすものであって、部門選択活動の「動因」をなすものではない。なぜならその「基準」によって部門利潤率を規定すれば一般的利潤率になるのであり、部門選択は、その「基準」と現在の部門利潤率を規定しているものとの間に乖離があるが故に、そのために部門利潤率に相違が生じるが故にこそなされるものだからである。ところで、その乖離は何によってもたらされるのだろうか。それは、けっして、生産過程的要因ではない。なぜなら、支配的生産条件は、現在の部門利潤率と生産価格成立時点におけるそれ（一般的利潤率）とを等しく規定するものであり、けっして両者の乖離を規定するものではないからである。すなわち、A部門の支配的生産条件とB部門のそれとは、利潤率に関しては、いわば「等価」なのである。とすれば、部門利潤率の差は㊻の㊺、すなわち流通過程の基準からの乖離の部門間相違によってもたらされたものであるということになる。このことは次のことを意味している。

① 流通過程には技術的確定性がないが故に「基準」と乖離しうる。だが、この「基準」からの乖離こそが、部門間利潤率の相違・それ故の資本配分変更の「動因」をなすものである。それ改、生産価格形成機構において重きをなす

18) 勿論、販売方法にもノウハウはあるが故に、厳密に言えば、確定性が薄い「優等な」販売方法というものを考えることもできる。だが、そのノウハウを活用する最善策は、販売に専業すること・すなわち商業資本として自立化する

ことであるが故に、その特定の販売方法が、産業資本の特定の商品を生産するという意味での部門選択を規定する、ということではできないだろう。

のは「確定的な生産過程」の方ではなく「不確定に変動する流過程」の方である。

② 生産価格の形成ということを、価値通りの交換から生産価格での交換への移行として捉えるならば、資本の部門選択行動は、支配的生産条件によって確定的に規定された価値レベルでの部門間利潤率の相違を見ながらなされると言ってもいいだろう。だが、生産価格の形成ということを、不断に存在する需給不均衡の訂正過程、それも不均衡の訂正過程が必ず行き過ぎるが故に再び訂正が必要とされるような訂正過程と捉えるならば、資本の部門選択行動は、需給不均衡を反映した流過程的要因の部門間相違（正確には部門利潤率の相違という形で表現される「乖離間の相違」）を見ながらなされることになるだろう。なぜなら、需給不均衡とは、支配的生産条件における個別的生産価格（＝市場生産価格）での需要に対し供給が過大または過小であるということであるが故に、需給不均衡は、商品資本または流通資本の大小・流通期間の長短、その結果生じる市場価格の高低という形で現われるしかないからである。

③ 部門間利潤率の相違が流過程的要因の部門間相違に起因するということは、より高い利潤率を求めて資本は部門を選ぶという場合、資本は特定の商品の流過程を選ぶことによって特定の商品の生産過程を選ぶのであって逆ではない、ということの意味する。すなわち、産業資本は、売れ行きよい商品を販売することを目的とし、そのための手段または準備過程としてその商品を生産するのである。産業資本とは、 $G-W-G'$ という流通形態が生産をつかんだものである、という宇野原論の根本命題もこの点に関わるものであろう。

総じて、「流過程捨象説」においては、流過程は不確定であるが故に生産価格論では捨象しなければならぬと主張されている、だが、真相は逆であり、不確定であり「基準」から乖離しうる「流過程」を資本家が「度外視」しないが故にこそ資本配分の変更ということも生

じうるのであり、「流過程」を「われわれ」が「捨象」しないが故にこそ生産価格形成機構も説きうるのである。山口「NHK」原論（78—80頁）において、氏が、生産価格論を生産価格形成機構論として説きえたのも、一方では流過程の「度外視」・「捨象」を主張しつつ、他方では、それ自体流過程の事象である市場価格の変動——価格が流過程の事象だと言っているのではない、その「変動」はそうだと言っているのだ——を「度外視」せず理論の内に構成的に位置づけたが故であろう。

D. 流過程の〈変動〉と〈個別資本的相違〉

我々は、これまで、生産価格論においては流過程の〈個別資本的相違〉は「度外視」される、だが、流過程の〈変動〉は「度外視」されてはならない、ということを繰り返し指摘してきた。それ故、我々は、従来明確に区別されることなく「流過程の不確定性」の内容をなすものとされてきた〈個別資本的相違〉と〈変動〉とに関し対照的な位置づけを与えている訳である。本節を終えるに際し、両者の種差的区別を明らかにし、両者は単に生産価格論において異なる意味を有するに留まらず原論体系全体においてもそうであることを確認しておこう。

〔1〕 まず、「流過程の不確定性」という概念が、それを原論体系の軸点とされている山口氏においてはいかなる意味において用いられているかということを通整理・再検討することを通じて課題に迫ろう。

① 個別利潤率の規定に関連して(参照, NHK, 75—77頁)……以前述べたように(本節B〔1〕)、流過程の〈個別資本的相違〉に触れているのみで〈変動〉に関しては明示的には述べていない。

② 生産価格論における「流過程の捨象」に関連して(参照, NHK, 78頁。東大(1), 12頁)……以前述べたように(本節B〔1〕および〔4〕)流過程の〈個別資本的相違〉を捨象根拠としている。

◎生産価格形成機構に関連して(参照, NHK, 78—80頁)……以前述べたように(本節A〔3〕)不確定な流通過程を捨象した後に価格〈変動〉を軸点として「利潤率の均等化」, および, 「生産価格と価値」との関連, を説いている。

④商業資本自立化の根拠に関連して……「すでに述べたように, 流通過程の諸要因には技術的確定性がないため, 生産過程のある規模とその生産過程を維持するために必要な流通過程上の諸資本の量との間の関係は, 同じ産業部門内でも個々の資本によって相違し, しかもそれぞれにおいて不確定に変動する。したがって, 一定の資本量を前提とした場合, この流通過程の不確定性の問題は, 種々の形態での流通資本の不確定な遊休を生ぜしめるだけでなく, 生産過程の規模の不確定性にはね返って, 生産資本, とくに固定資本部分の不確定な遊休を生ぜしめることにもなる。流通過程の不確定性は, 商人資本的な特別の利潤をもたらす一面をもつものであるが, 同時に産業資本にとっては利潤率の増進活動を制約する面をもつのである。そこで, 産業資本としては, 流通過程を専門的に引受ける資本があれば, その資本に自分の資本の流通過程を委譲しようとする要請をもつことになる。」(NHK, 88頁)。

注意すべきは次の点にある。①流通過程の〈変動〉(より正確には流通資本または流通期間の〈変動〉)が, 山口「NHK原論」においては, ここで初めて明示的な形で登場している(初めて, という点については, ③④⑤を参照)。②表面上は, 「流通過程の不確定性」は〈個別資本的相違〉と〈変動〉との双方を含む(しかも「しかも」という語句からして〈変動〉を副次的に含む)ように見えながら, 内容上は, 産業資本を「制約」し商業資本を「要請」する「流通過程の不確定性の問題」とは, 流通過程の〈不確定な変動〉のみである。なぜなら, 流通過程の〈個別資本的相違〉が「流通資本」および「固定資本部分の不確定な遊休を生ぜしめる」訳ではないからである。この点を意識されたのであ

ろう, 山口氏はその後の「東大論文」(2), 24頁)「有斐閣原論」(202—3頁)では, 商業資本によって「解除」される「流通過程の不確定性」を〈不確定な変動〉に絞って説かれている。

◎信用論に関連して(参照, NHK, 94—95頁。有斐閣, 187頁)……山口氏は, 信用取引によって「不確定な流通過程が確定化されることにより」(NHK, 94頁)売手の側にメリットが生ずることを指摘されているが, そのメリットとは「変動にそなえた準備資本の節約」(同上)であり, 信用取引において問題となる「流通過程の不確定性」とは流通過程の〈個別資本的相違〉ではなく〈変動〉である。

〔2〕以上の整理を踏まえ, 山口「流通過程不確定性」論の検討に移ろう。

山口氏自身がどれほど意識されているかどうかは別として, 山口「流通過程不確定性」論の意義は, 法則を実現する機構を問題にする際, 例えば, 生産価格形成機構論・商業資本論・信用論においては, 〈流通過程の個別資本的相違〉ではなく価格変動・流通期間の変動等の〈流通過程の変動〉に焦点を当てている, という点にある。このことの持つ意味を商業資本論を例として明らかにしておこう。(上掲引用④および有斐閣, 202—3頁, 参照)

① 流通過程の不確定な変動は「流通資本の不確定な遊休」または「生産資本, とくに固定資本部分の不確定な遊休」をもたらすものであるが故に, 産業資本にとっては「制約」をなす。それに対し, 同じく「流通過程の不確定性」とは言っても, 〈流通過程の個別資本的相違〉は, 流通資本・生産資本の遊休という事態をもたらすわけではない。個別資本的相違の場合には, ただ, 流通資本およびその遊休度等が資本ごとに相違するというにすぎず, それは「制約」をなす訳ではない。

② 〈流通過程の変動〉が産業資本にとって「制約」となるのは, 変動故に遊休する資本部分をも含めた資本額を投下せざるをえないが故に, それだけ利潤率が低下するからである。つ

まり、その「制約」性の意味は、流通過程の変動が、できる限り高い利潤率を求める資本にとって、それ故資本の「利潤率増進活動」・「価値増殖」にとって制約をなす、という点にあるのである。そして、それは、資本の行動様式に即して言える制約・資本家自身に意識される制約である。それに対し、〈流通過程の個別資本的相違〉は資本間の利潤率の相違をもたらすにすぎず、決して「制約」をなすものではない。なぜなら、その相違する利潤率の内の低い方の利潤率しか得られない資本にとっては〈流通過程の個別資本的相違〉は「困ったこと」であろうと、そのことは、流通過程の個別資本的相違およびそれ故の利潤率の相違自体が資本にとって「困ったこと」であることを意味しないからである。

③ 本節Aでも述べたようにまた次節でも述べるように、変動故の制約は、商業資本への流通過程の移譲によって「解除」される制約である。それ故、それは、商業資本を「要請」する制約である。「解除」されるべき「限界」・克服されるべき「限界」であってはじめて「制約」の名に値し、「制約」の「解除」を求める場合にこそ「要請」ということをいいうる。労働者を24時間働かせることはできないということが資本の「絶対的(な) 剰余価値の生産」にとっては「困ったこと」・「限界」であるとしても、資本は24時間労働を「要請」するとは言わないのは、「要請」とは「要請」を受けとめうる他者の存在を前提にしていいうることであり、相対的にとはいえ克服しうる「限界 Grenze」=「制約 Schranke」・の「解除」を求める場合にこそ使用すべき概念、だからである。

それに対し、〈流通過程の個別資本的相違〉は、商業資本によって「解除」される「制約」

ではなく、商業資本を「要請」する「制約」ではない。後に(第三節, A)述べるように、流通過程が商業資本に移譲されようと〈流通過程の個別相違〉には何の変化もない。産業資本の数だけあった個別資本的相違が今度は商業資本の数だけのそれになるだけの話である。

④ 百歩譲って商業資本の自立によって〈流通過程の個別資本的相違〉が解消する、と仮定した場合にも、その個別資本的相違を「制約」と感じ商業資本を「要請」するのは誰なのか、ということが改めて問題となる。〈流通過程の個別資本的相違〉・それ故の利潤率の相違は、いわば für uns の立場から「一般的利潤率」という「資本の原理」(宇野『資本論研究Ⅳ』, 268頁)を立てねばならぬ叙述者にとっては「困ったこと」であろうと、それは当事者たる個別産業資本にとっての「制約」ではない。②でも述べたように、個別資本は相違する利潤率の内上位であろうと努めるのみであって相違の解消を求める訳ではない。それ故、相違の解消を求めて商業資本を要請する訳でもない¹⁹。〈相違〉の解消は平均利潤率の形成でしかなく、決して利潤率の上昇ではないからである。

それに対し、〈流通過程の変動〉は流通資本等の遊休をもたらすものであるが故に、できるだけ高い利潤率を求める個別産業資本自身が感じる「制約」であり、商業資本の自立化による〈変動〉の影響の消極化を通じて平均利潤率は上昇しうるだけに、商業資本を「要請」する「制約」である。

これまで我々は山口商業資本論をわたくしの立場から捉えなおすことを通じて商業資本論において問題となる「流通過程の不確定性」とはその不確定な〈変動〉である、ということを示すにきた。信用論に関しても同様のこと

¹⁹ 産業資本家の内には流通活動を苦手とする者もあり、彼ができるなら流通活動を得手とする人に流通過程を委譲したいと思うだろう。そして、ある場合には、商業資本(家)に移譲することもあるだろう。だが、このような単なる分業のメリットに基づく産業資本と商業資本との分化は、自動車産業資本が部品の生産を他の産業資本に移譲または委託するのと同様の意味での分化でしかない。そのような単なる分業のメリットは、商業資本発生の契機をなすことは

あるとしても、また、商業資本成立後個々の産業資本が自己販売と商業資本への販売とを選択する場合の理由となることはあるとしても、決して商業資本自立化の根拠をなすものではない。なぜなら、商業資本自立化の根拠は、産業資本家と商業資本家との人格上の相違に基づいてではなく、産業資本と商業資本との資本性格上の相違に即して与えられねばならないからである。

が言える。①信用取引において「確定化」するのは、流通期間と価格であって、流通過程の個別資本的相違が解消する訳ではない。②商業信用を紡績資本と他の紡績資本とが締結するということはありません、信用を通じた遊休資金の「融通」は常に産業部門間において生ずることである。③信用は、変動準備金をも含めた流通資本の節約を不均等に促進することを通じて利潤率均等化運動を媒介するが、それは、産業部門利潤率の均等化であり、けっして同部門内の〈流通過程の個別資本的相違〉に基づく利潤率の相違の解消ではない。むしろ、「信用」のある資本は相対的に容易に「信用」を受けられるだけに、信用は同部門内の利潤率の相違を拡大させる傾向なしとしない。等々。

〔3〕以上の立論を前提にして山口「流通過程捨象説」の批判に移ろう。

(イ) 前稿で述べたように、「流通過程の不確定性」の資本にとっての制約性とは、資本の利潤率増進活動にとってのそれである。とすれば、その制約性の意味は、変動する流通過程を捨象しないことによってこそ、変動故に生じる遊休流通資本および「遊休」流通費用を捨象しないで利潤率にはいるものとして問題にすることによってはじめて明らかになることになる。確かに、山口氏は、宇野氏とは異なり、個別資本の利潤率を規定する場合には明確に流通資本・流通費用を利潤率計算に入れている。だが、例えば、流通資本について言えば、「資本相互の間でも……個別的相違が残らざるをえない」「流通期間ないしそれに規定されるかぎりでの流通資本部分」(NHK, 76—77頁)、すなわち、私の用語法で言えば「狹義の流通資本」が問題にされているだけであって、流通期間等の変動に規定されるかぎりでの流通資本部分、すなわち、変動準備金または「遊休」流通資本部分は明確な形では問題にされていない。商業資本自立化の根拠を流通過程の不確定な変動という制約性の解除に求める山口氏としては、当然問題とししかるべきであろう。

上述した批判点は、ある意味では文章表現上の不充分性を指摘したものにすぎず、山口氏自身としては流通資本の内には「遊休」する部分もはいつていますよ、と言えはすむ問題である。だが、問題は、この文章表現上の不正確さが山口氏の生産価格論における流通過程捨象という誤りの伏線をなしている、という点にある。

(ロ) 宇野氏は、主として〈流通過程の個別資本的相違〉に即して利潤論で流通過程を捨象し、商業資本が自立化すれば流通過程の個別資本的相違は解消または消極化するとしている。だから、この場合には、流通過程捨象の論拠と捨象された流通過程を担う商業資本が「解除」する「制約」はともに〈流通過程の個別資本的相違〉であるが故に、内容の正否を別とすれば、形式的には平仄は合っている。だが、山口氏の場合には、流通過程捨象の論拠をなす「流通過程の不確定性」とは〈個別資本的相違〉であるのに対し、商業資本がその制約性を解除する「流通過程の不確定性」とは〈変動〉である。後者の正しさと前者の誤りととの平仄が合わないのはいわば当然のことであろう。

(ハ) 勿論、〈個別資本的相違〉と〈変動〉との区別をどうでもいいことだと考えれば、流通過程捨象の論拠も商業資本によって解除される「制約」もともに「流通過程の不確定性」一般となるが故に平仄は合うことになる。事実、山口氏は、東大(1)、12頁において、それも同じ文の内において、両者を区別せず、商業資本の自立化論において問題となる流通過程の不確定性が「同時に」部門選択の際「個別の特異性を考慮外におかざるをえない」論拠をなすと述べられている。さらにまた、他の箇所でのいいまわしを考えればともそうはいえないのだが、山口氏が「個別的・偶然的諸事象に規定される流通上の諸資本、諸費用を分母、分子から除外して算定される利潤率が選択行動の基準となる」(NHK, 78頁)という場合に、「個別的」とは〈個別資本的相違〉を「偶然的」とは〈不確定な変動〉を含意していると解し、山口氏の「流

「通過程捨象説」の論拠は、〈個別資本的相違〉のみではなく、両者を含んだ「流通過程の不確定性」である、と考えることもできる。だが、そう考えたとしても、それは、むしろ、山口流通過程捨象説の誤りが「流通過程の不確定性」の二面的現象形態の種差的区別を意識しないが故に生じた誤りであるということをはっきりと示すだけであって、けっして流通過程捨象説を救うものではない。以下、その点について述べておこう。

本稿でも繰り返し述べてきたように、資本の部門選択においては〈流通過程の個別資本的相違〉は「度外視」される。だが、〈流通過程の個別資本的相違〉の「度外視」は〈個別資本的に相違する流通過程〉の「度外視」を意味する訳ではない。〈相違〉を「度外視」すれば、産業部門的流通過程が現われ出てくるのであって、それは流通過程の捨象を意味する訳ではない（参照、本節B〔4〕）。それに対し、仮に〈流通過程の変動〉を「度外視」という結論が前提されるなら、それはたとえ〈変動する流通過程〉の捨象を文義上は意味しないとしても、生産価格形成機構における流通過程の意味はその変動にあるが故に（参照、本節C〔4〕）、内容上流通過程を捨象したのと同じことになる。総じて、①〈不確定な相違〉の「度外視」は正しい、①'〈相違〉の捨象は流通過程の捨象を意味しない、②〈流通過程の変動〉は捨象してはならない、②'〈変動〉の捨象はこと生産価格形成論においては事実上流通過程の捨象を意味する、という4命題がある場合に、〈個別資本的相違〉と〈不確定な変動〉との区別を曖昧にしたまま「流通過程の不確定性」ということが一般的に語られるとすれば、①と②'とが結びつき、(①)〈流通過程の不確定性〉の「度外視」は正しい、(②')〈流通過程の不確定性〉の捨象は流通過程の捨象を意味する、という見解が生ずることになる。相違と変動との区別を踏まえた場合には、〈個別資本的相違〉を「度外視」した産業部門的〈流通過程の変動〉がこと生産価

格形成論においては重きをなすという逆の結論が出てくるにもかかわらず。

〔4〕 これまでの立論を踏まえ、流通過程の変動と個別資本的相違との種差的区別を明らかにしておこう。

① 以前述べたように（本節C〔4〕）支配的生産条件は各産業部門においていわば「等価」なので、産業部門間競争において重きをなすのは流通過程である。そして、そこにおいて問題となる流通過程の不確定性とは、同一産業部門内事象である〈個別資本的相違〉ではなく、それ自体産業部門的事象であると同時にそれに變化を及ぼす〈流通過程の変動〉である。

このことは、生産価格形成論およびある意味ではその展開・補足である商業資本論・信用論においては〈流通過程の変動〉が重きをなすことを意味する。なぜなら、生産価格とは商品種ごとに決まる価格である、商業資本の特性は多種商品・多産業の回転を媒介するという点にある（この点については次節で詳論）、信用取引とは異部門間においてなされるものである等のことからわかるように、そこでは、部門間競争が焦点をなすからである。

部門間競争とは利潤率均等化機構であり生産価格形成機構である。そして、それは、社会的「必要」に応じた「労働」配分という経済原則的事態の資本制的実現形態である。それ故、生産価格形成の媒介をなす産業部門的〈流通過程の変動〉、それを個別資本的相違を伴ないつつ反映する個々の資本の〈流通過程の変動〉は、経済原則的事態を実現する経済法則の流通過程における現われであり、その法則が自己を貫徹する形態なのである。

それに対し、〈流通過程の個別資本的相違〉は、同一の産業部門的事象の下での諸資本の市場獲得競争における相違であり、それは、商品経済においては経済原則的事態を流通当事者が個別的・主観的に実現するしかないが故に生じるものなのである。

② 生産力とは常に使用価値または使用対象

との関連において言いうるものであり、生産力の高低および上下とは常に同一使用価値生産における相違である。それ故、生産力の上昇という経済原則は同一部門内競争を通じて実現されることになる。

このことは、市場生産価格および地代論（より正確には差額地代論）において、生産費用の縮減等生産過程的要因についての資本の利潤率増進活動が問題になる場合には、同一産業部門内部での生産条件の相違が重きをなすということの意味する。なぜなら、部門がちがう場合には、生産条件の素材の相違は存在するとしても、生産力上の優劣の相違ということは言えないからである。

市場生産価格論および地代論においては同一部門内競争が問題となると言っても、それはあくまでも生産条件の優劣をめぐる競争であって、けっして〈流過程の個別資本的相違〉として現われる流過程における競争ではない。筆者は、未だ、市場生産価格論等において同一部門内の流過程の相違を問題にした見解を知らない。また、それは、ないのが当然だろう。

③ 山口氏の『NHK原論』「総過程論」の篇別構成は、「第1節、諸資本の競争と平均利潤」・「第2節、超過利潤と地代」・「第3節、競争の機構、〔1〕商業資本、〔2〕信用制度、〔3〕資本結合」となっている。この篇別構成に対する最終的な賛否は留保するが、わたくしの立場からこの篇別の意味を捉え直せば、次のようになる。第2節では、生産費用の縮減等生産過程的

要因についての利潤率増進活動、生産力上昇という経済原則を実現する同部門内競争が問題となり、そこでは生産過程の確定的な相違が重きをなす。「〔3〕資本結合」（いわゆる株式資本論）に関しては特殊な位置づけが必要とされるとしても、第3節では、流通資本（商品資本＋貨幣形態にある資本）および流費用（売買費用・貨幣保管費用・貨幣取扱費用等）の節約等流過程的要因についての利潤率増進活動、社会的必要に応じた労働配分という経済原則を実現する部門間「競争の機構」が問題となり、そこで問題となる「流過程の不確定性」とは、山口氏も事実上そうしているように〈常に流過程の変動〉である。

④ これまで述べてきたことは、〈流過程の個別資本的相違〉という問題は、個別経済主体の行動原理を明らかにする「流通形態論」、および、いわば「総過程論」内の「流通形態論」（この含意については続稿で詳論する）とでもいうべき利潤論前半（個別資本の利潤率規定および利潤率増進活動を説く部分）においては重きをなすとしても、生産価格論以後の展開においては単に一般的前提をなすにすぎない、ということの意味する。経済法則の貫徹過程が同時に経済原則の実現過程である限り、経済原則を措定する力をそれ自身としては持たない〈流過程の個別資本的相違〉は、それ故に経済法則展開力を持ち得ず、生産価格形成論で「息切れ」てしまうからである。

㉒) ここで株式資本論（または「資本結合」論）について詳論する訳にはいかないが、次のことだけは述べておこう。

④ 巨大な固定資本（固定資本の巨大化ではなく）は、固定資本残存価値の存在という点において資本移動を制約し、蓄積・投資に際しその最低資本量を規定するという点において資本蓄積・資本投下を制約する。それは、蓄積基金・資本移動準備金の遊休という形で資本の価値増殖活動を制約し、資本に「資本結合」を要請する。

㉓) 株式資本は、投下現実資本としては「結合(された)資本」という一体性を持たねばならぬとともに、他方「資本(の)結合」という点においては株主による「資本」の自由処分を前提としている。この株式資本の二重性は、株式売買（「資本の商品化」）によって実現される。

㉔) 株式資本の種差は、本源的には、「(利潤を求めると)資本の動化」にあるが、その上に、「(利子を求めると)資金

の動員」がのっかり、株式資本の成立を通じて長期資金供与を困難とする信用の限界は突破される。

株式流通が、一面において「資本の動化」であるとともに他面において「資金の動員」である限り、株式の売買価格（株価）は、一面において利潤を利潤率で割った価格であるとともに、他面において配当を利率で割った価格であることになる。

㉕) 当面の課題との関連で言おう。株式資本は、資本「配分」の変更における「固定資本の制約」を解除することを通じて利潤率均等化機構を媒介し、原理論的には、産業部門間「競争の機構」をなす。また、それは、流過程が存在するが故の資本という意味での「流通資本」ではないが、貨幣形態で存在する資本という意味では「流通資本」と言ってもよい側面を持つ、蓄積基金・資本移動準備金の節約を果たす。等々。

第三節 商業資本論と生産価格論

我々は、これまで、「流通過程捨象説」を批判し、流通過程の不確定性にもかかわらず流通過程も生産価格を規定するものとして生産価格論において問題にしうる、ということ論じてきた。以下、逆の方向から、すなわち、生産価格論における流通過程捨象・の結果生じる難点を明らかにするという方向から攻めることによって、「流通過程捨象説」批判を完全なものにしておこう。そのことは、また同時に、生産価格論とはいかなる論理レベルのものであるか、ということ明らかにすることになるだろう。

A. 商品の流通過程と商業資本の流通過程

「流通過程捨象説」の諸論者が、生産価格論における流通過程捨象という操作をそもそも許されることだと考えたのは、その背後に、流通過程に関しては後にしかるべき場所ですなわち商業資本論で論じる、という「予定」があったからであろう。さらに言えば、便宜的捨象でない以上、単に商業資本論で「論じる」というに留まらず、生産価格論では不確定であるが故に「論じられない」流通過程も商業資本が自立化すれば「論じうる」ものになる、という「予料」があったからであろう。では、商業資本が自立化した場合の流通過程または商業資本の下での流通過程は、商業資本措定以前の流通過程または産業資本の下での流通過程と比べ、その「不確定性」という点に関し、どういふ変化があるというのであろうか。以下、その点を論じよう。

〔1〕 商業資本の成立は流通過程の不確定性という事態に変化をもたらすかどうかという問題は、商業資本の特性をいかなる点において捉えるかという問題に関連する。それ故、まず、商業資本の特性を明らかにしておこう。

商業資本の特性は、商業資本が多資本の回転を媒介し、そのことを通じて多産業・多種商品の回転を媒介する、という点に求められねばならない。その理由は次の点にある。

① 単なる販売活動への專業化は産業資本の販売部においても可能であり、同一商品の単なる大量販売は「産業資本にしてもそれが大規模になれば」(宇野, 旧原論, 599頁。ただし作為的誤引)可能であり、ともに商業資本の種差的特性とはいえない。

② 宇野氏は、「商業資本は、商品乃至貨幣の二形態をとるにしても、それは単に貨幣資本の運動形態をとるに過ぎない。産業資本の運動におけるような使用価値的な制約は、生産資本の準備形態にしる、あるいは特殊の生産過程の結果としてにしる、商業資本の商品形態にはないのである。」(「商業資本と商業利潤」, 262頁)と述べられている。この商業資本の特性、すなわち、商業資本は固有の意味での生産過程を持たないが故に「使用価値的な制約」から最も自由な資本であるという特性は、③多資本・多種商品の回転を媒介する、ということのみならず、④容易に取扱商品を変更することができ売れ行きがよい商品を選択的に取扱いうる、ということをも意味している。だが、この⑤の特性も概念的には⑥の特性の現象形態と考えることができる。なぜなら、①取扱商品の変更自体少なくとも異なる時期においては多資本・多種商品の回転を媒介することを意味し、さらに「容易」にということがあれば、それは、潜在的に存在する多資本・多種商品の回転を媒介するという特性の、特定時点での特定商品種の回転媒介への特化という形での「現われ」と捉えることができるからであり、②また、実際にも、商業資本が現在売れ行きがよい商品が何であるかを知るのは多種商品の併行的販売を通じてであり、「売れ行きがよい商品の選択的取扱」という事態も、多種商品を併行的に販売しつつ特定商品種の仕入比率を高めるという形を取る、と考えられるからである。

〔2〕 上述したように、商業資本の特性が多資本・とりわけ多種商品の回転媒介という点にあるとすれば、商業資本自立化の根拠がこの点に即して論じられねばならないのと同様に、現

在の課題である・商業資本の成立によって「流通過程の不確定性」という事態に変化があるかどうかという問題もこの商業資本の特性に即して論じられねばならない。結論を先取りしつつ言えば、明らかにされるべきは次の点にある。

(イ) 商業資本が成立しても、「商品の流通過程」は何ら変わりえない。それ故、「商品の流通過程の不確定性」も変わりえない（強調符の含意については後述）。(ロ) だが、筆者も述べてきたように、商業資本自立化の根拠が「流通過程の不確定性」の産業資本にとっての制約性を解除するという点にある以上、商業資本の成立は「流通過程の不確定性」という事態を何らかの意味において変えるものでなければならぬ。(ハ) しかしながら、その変化が「商品の流通過程」において生じるものでない以上、商業資本論は生産価格論を矛盾なく「補足」することはできない。

以下、順を追って問題としよう。

(イ) 「商品の流通過程」について。

㉑商品の流通過程の不確定な変動は、「生産の社会的統制がなされない限り存在する需給過不足という市場状態の変化から生ずるものである」（前掲拙稿「流通過程の変動と商業資本論」, 13頁）。それ故、その変動の不確定性は大量を集積すれば除去されるというような確率論的不確定性ではない以上、商業資本の下においても個々の商品の流通過程は不確定に変動する。

㉒商品の流通過程の個別資本的相違は、その商品の流通に関わる当事者の個別性・主観性の故に生じるものである。それ故、商業資本家はその流通に携わろうと事態は変わりえない。当該商品を生産し販売していた産業資本の数だけあった「相違」が、今度は、当該商品を取扱う商業資本の数だけの「相違」になるだけの話し

である。

㉓商品の流通過程の産業部門的相違は、「商品の使用価値の相違に基づくものであり、商業資本によって流通の集中代位がなされた場合にも、個々の商品(種)に即して流通過程(期間)を考えれば依然として残らざるをえない」(同上)。㉔および㉕では「商品の流通過程の不確定性」は商業資本の下でも変わらないということ述べた。だが、この㉓の問題は、これまで述べてきたように、流通過程の不確定性という「流通に特有な問題」からはみだす側面を持っている。では、この㉓との関連において、たとえば、商業資本は多種商品の併行的販売を通じて、特定商品種を販売するしかない産業資本では感得困難であった・商品の流通過程の産業部門的相違または産業部門的基準間の相違を知りうるが故に、商業資本の成立によって流通過程に関しても「競争上の比較基準」が得られるようになる、等と言うことができるだろうか。そして、その点を以って、生産価格論で捨象された流通過程も商業資本論では「基準」のあるものとして問題にしうる、と言うことは可能であろうか。いや、そのような見解は成立しないであろう。なぜなら、このような見解に立てば、「流通過程の不確定性」とは、単に、現実には存在する「基準」をその時点では知らなかったということにすぎなくなり、結局のところ、「流通過程捨象」の論拠それ自体をほうむり去ることになってしまうからである。

(ロ) 「商業資本の流通過程」について。

我々は、(イ)では、商業資本が自立化しても商品に即して流通過程を見ればそこには何の変化もない、ということを明らかにした。とすれば、流通過程の不確定性という事態に何らかの変化がありうるとしたら、それは「商品の流通過程」

㉑) 宇野氏は、「商業資本は、多かれ少なかれ商品の売買を集中することによってその流通期間に、個々の産業資本にあっては到底期待し得られなかった客観的基準を与え得ることになる。」(旧原論, 498頁)と述べ、それに註記して「産業資本にしてもそれが極めて大規模になれば、その資本の一部をもって商業資本と同様の機能を果たさせることが出来るであろう。」(同, 499頁)と述べられている。

当該部分の限りでは、「産業資本にしてもそれが極めて

大規模になれば」という叙述に見えるように、宇野氏は、同一商品でも大量に扱えば流通期間は確定化する、と主張されていることになる。だが、この主張は、本文㉔および㉕で述べた点において問題を残すと言わざるをえない。根本的な要点は、「流通過程の不確定性」とは、コインを10回投げただけでは $\frac{1}{2}$ 表が出るとは言えないが1億回も投げればその内 $\frac{1}{2}$ 回は表が出ると言ってよい、というような確率論的不確定性ではない、という点にある。

にではなく「資本の流通過程」において生ずるものであることになる。

「産業資本の流通過程」は、不確定に変動する。なぜなら、商品（建売住宅）がまだ完成していないのにその商品の販売活動（住宅購入希望者の募集）を行なうことがある等、「産業資本にとっての販売・流通過程」とその産業資本が生産した「商品にとっての流通過程」とは相違しうるとしても、「産業資本にとっての流通過程」と「商品にとっての流通過程」とは信用取引を度外視すれば一致するということからわかるように^㉒、産業資本の流通過程は自己の生産した商品の流通過程によって直接に規制されるからである。だが、商業資本は多種商品の回転を媒介するが故に、「商業資本の流通過程」は、当該商業資本の取扱う多種商品の流通過程の加重平均であり、個々の商品種ごとの流通過程からは相対的に独立したものである。

商業資本が自立化しても商品に即して流通過程を見ればそこには何の変化もない、ということは、同時に、現実には、「流通過程の不確定性」という事態そのものには何の変化も起こりえない、ということの意味している。だが、商業資本は、その不確定に変動する流通過程をそのまま前提しながらも、多種商品の回転を媒介し容易に取扱い商品を変更するという特性によって、個々の商品（種）の流通過程からは相対的に独立した「商業資本の流通過程」を機構的には確定化する。

具体的に言えば次の如し。

① 商業資本の場合には、商品の流通過程の変動にもかかわらず、取扱い商品の変更・商品取扱量の増減によって、一定の流通資材・流通資

働者の継続的な目一杯の使用が可能となる。

② 多種商品の流通を商業資本が集中代位した場合に、ある商品の流通過程の変動が他の商品の流通過程の変動によって相殺され、その結果、商品の流通過程の長短が互いに相殺され合うならば、商業資本の流通過程——数字的には多種商品の流通過程の加重平均と同じものでしかないが理論的には単なる算術上の平均ではなく現実的意味を有する商業資本の流通過程——は、機構的に平均化され確定されることになる（参照、拙稿「流通過程の変動と商業資本論」、13頁）。

③ 「商業資本は、流通過程変動の影響を全面的に受けるものとして利潤率不均等の可能性大とは言え、一方では、多（種）商品の取扱いによってその不均等を中和し、他方では、容易に取扱商品を変えうるという特性の故に不均等は正能力もまた大である。……商業資本は、その容易に取扱商品を変えうるという特性によって、産業資本の流通過程を不均等に促進し産業資本の蓄積過程に不均等に介入することを通じて、産業資本の利潤率均等化を媒介するとともに、それを通じて同時に自己の利潤率均等化を実現するのである。」（同、14—15頁）。

(v) 我々は、(iv)では、①商業資本の流通過程の確定化機構、②商業資本の流通過程・回転期間の確定化機構、を指摘し、③商業資本は利潤率均等化運動に参与し、それ故、商業資本が投下する流通費用・流通資本も、生産価格形成機構としての利潤率均等化運動にはいる、と述べた。だが、このことは、けっして、生産価格論段階では不確定性の故に捨象された流通費用・流通資本も商業資本の成立によって「確定化」

㉒ 信用取引における「資本の流通過程」は、手形が満期となって貨幣が回収されるまで、すなわち、商業信用締結までの「流通過程」+「手形期限」、であるが、「商品の流通過程」は、前項のみであり商業信用締結時点で終る。それ故、現金売りの場合に比べ信用売りの場合には、「資本の流通過程」は短縮するとは言えないが、少くとも「商品の流通過程」・「商品の保持期間」は短縮し商品の形態を取った資本部分は節約される。そのことは、遊休資金の「融通」関係を通じて「商品の流通過程」の短縮がなされていることを、言い換えれば、個別資本的な「貨幣資本」の節約を通

じて社会的には「商品資本」部分の節約がなされていることを意味する。この点に、商業資本論の後に信用論が位置すべきだという編別構成の論拠がある。なぜなら、信用関係は、信用売買における「資本の流通過程」と「商品の流通過程」との相違を通じて、流通費用・変動準備金の節約はもとより、商業資本の場合には基本的には不可能だった狭義の流通資本（循環する商品・貨幣資本部分）の節約を実現する点において、商業資本の限界を克服しうる新たな競争機構と位置づけることができるからである。

するとか、その「確定化」を通じて商業資本論は生産価格論・「一般の利潤」率に関しての「従来の叙述を補足する」(K. III. S. 295, 407—8頁)とか、いうことを意味する訳ではない。なぜなら、生産価格は商品種ごとに成立するものであるが故に、多資本の回転を媒介とした「商業資本の流過程」における確定化機構の存在は、商品の生産価格水準を規定する流過程の確定化を意味するものではないからである。この点につき詳論しよう。

上述した「商業資本の流過程」における不確定性の消極化は、商業資本の多種商品の回転媒介という特性を通じて機構的にのみ実現されるものでしかなく、それは、商品の流過程の現実の変動をそのまま引き受けつたされるものでしかないが故に、「商品の流過程」の確定化を意味するものではない。すなわち、①'商業資本の流通費用は確定化したとしても、商業資本が取扱う商品ごとの流通費用は不確定なままである、②'商業資本の回転期間・流通資本は確定化したとしても、商品ごとのそれは不確定なままである、③'商業資本が平均利潤を取得したとしても、商品ごとの流通資本・流通費用は単独で平均利潤を得ている訳ではない。とすれば、生産価格の水準を規定するものとして問題となる流通資本・流通期間・流通費用は商品種ごとのそれであるが故に、「流過程捨象説」に立った場合には、商業資本の成立の後にも流過程的要因は依然として生産価格構成要素とはなりえないことになる。総じて、不確定の故を以て生産価格論では流過程を「捨象」しなければならない、と主張する「流過程捨象説」は、その同じ論拠によって、流過程的要因は最後まで生産価格を規定するものではない、と主張しなければならないことになるのである。とすれば、すなわち流過程を後に委ねても不確定性という同じ問題が残るとすれば、「不確定性」という問題を有する流過程をはじめから捨象することなく問題にするしか道はないということになるだろう。

B. 山口商業資本論と山口生産価格論

これまで我々は、商業資本による流過程の不確定性の消極化機構は商品種ごとの流過程の不確定性を変えるものでない以上、商業資本論は生産価格水準規定論としての生産価格論を補足するものではない、ということ明らかにしてきた。また、それは、「この(流通——青才)費用は(が)商業資本においては、流通期間の短縮のために役立つと同時に、種々なる商品を扱う場合は勿論のこと、同種のものであっても、集合されて販売されると共に自ら平均的計算を可能にするのであって、資本の構成部分をなすものに転化される。」(新原論, 152頁)とする宇野説、商業資本の成立によって流過程に平均的基準がでてくるという点をもって生産価格論での流過程捨象という操作の妥当性を主張しようとする「流過程捨象説」の批判を意味していた。だが、このような批判自体、「純粹の流過程の諸要因の不確定性そのものは、それらが商業資本として独立しても変わりはない。」(有斐閣, 206—7頁)とする山口商業資本論の基本的論点に依拠したものであり、いわば、山口商業資本論による「流過程捨象説」批判である。とすれば、山口商業資本論と山口「流過程捨象説」との関連が改めて問題として浮かび上がってくることになる。以下、その点を問題としよう。

〔1〕本節の課題は、山口商業資本論の意義を顕揚することによって山口「流過程捨象説」を批判する、という点にある。まず、本項では山口商業資本論は氏自身の「流過程捨象説」を事実上裏切り否定しているという点を明らかにしておこう。

山口氏は、商業資本自立化の機構に関し次のように述べられている。重要な論点なので煩を厭わず引用しておこう(ただし、①～⑤の内容区分は引用者)。

「④産業資本は、その運動の一段階として流過程をもっているため、生産過程を一定規模で継続するには追加的な予備資本を必要とす

る。……流通事情の不確定な変動にたいする対処の仕方などによって、この予備資本の量は同一資本のもとでも回転期間中の時期によって様々に増減するが、㊸商業資本が介在して産業資本にとっての流通過程が引受けられることになる、その予備資本の全部ではないにせよ、一定の部分を節減しうることになる。そして、そのことは産業資本の利潤率上昇の要因となるため、商業資本への流通過程の移譲競争が展開され、その圧力によって商業資本への販売価格が押し下げられ、それは利潤率の上昇分を商業資本に移譲する水準まで無限に低下しうることになるわけである。㊹しかも、……商業資本は、生産過程に制約されることがないので、貨幣形態のまま一定期間必然的に遊休せざるをえないというような問題をもっていない。それは、貨幣形態に復帰しさえすれば、種々の事情を異にし、移譲の時期を異にする多数の産業資本の流通過程の媒介を、つぎつぎと繰り返すことが出来るという形態的特質をもっているのであり、こうして多数の産業資本の節減を果しうることになるわけである。㊺……その（商業資本の…青才）資本量は個々の産業資本の予備資本の量と直接的な関係をもつものではないが、商業資本による予備資本節減のメリットと利潤分与の限界の関係からいって、商業資本の量は全体として節減される予備資本の量以上に出ること

㊸ 山口氏は、商業資本の成立を、①商業資本への流通過程の移譲→②それによる予備資本の節減→③利潤率の上昇→④商業資本への流通過程の移譲競争→⑤産業資本の販売価格の低下、という順序で説かれている。従来の諸見解に比較すれば個別資本の行動様式に即した展開となっているが、競争論的観点を重視する他ならぬ山口氏の説としては不満が残る。問題は、山口氏自身、「商業資本が介在して産業資本にとっての流通過程が引受けられることになる」と（本文、引用文㊸）という仮定から出発されていることからもわかるように、①の商業資本への流通過程の移譲は、結果であり出発点とはなりえない、という点にある。

山口説に学びつつなお一層個別資本の行動様式に即して言えば、商業資本の自立化機構は次のようになる。㊸産業資本の内には、販売価格と販売期間・流通費用との逆相関の関係をにらみつつ、利潤率にとってはマイナス要因となる販売価格切り下げを「エサ」として、利潤率にとってプラス要因となる流通期間短縮・流通費用の節減を実現しようとする資本がありうる（上述の㊸㊹㊺）。→㊻単なる価格切り下げ競争はおのずから収束点を持つが、低価格には

はできない。そしてこの意味で、分化論的にいえば、商業資本は産業資本の予備資本——の一部——が独立したものであることができるのである。」（東大(1) 14—15頁）。

①では、流通過程に起因する産業資本の側での「制約性」、および、商業資本を自立化させる産業資本の側での「要請」が述べられている。㊸では、産業資本の商業資本への流通過程移譲機構、および、商業資本における商品買取価格と販売価格との価格差の根拠、それ故、商業利潤取得の根拠が説かれている㊹。

注意すべきは次の点にある。

① 以前の「NHK原論」の当該部分に対応した箇所では、前述したように（第二節D）商業資本自立化との関連で問題となる「流通過程の不確定性」に「同じ産業部門内でも個々の資本によって相違」（NHK, 88頁）するという点をも含ませていたが、現時点では流通過程の「不確定な変動」に問題を絞っている（より明確には、「有斐閣原論」商業資本論の冒頭部分、202頁、を参照）。支持すべきだろう。

② 以前述べたように（第二節D）、流通過程の変動が産業資本にとって「制約」をなすのは、何よりも資本の価値増殖運動との関連においてであるが故に、その「制約」は、流通過程上の諸資本・諸費用が「度外視」されることなく資本の利潤率計算にはいつている場合に初め

購買の不便および費用支出が対応し通常価格には購買の容易さが対応する場合には、同一商品に関し同一時点においても価格差が存在しうることになる。とすれば、この価格差を利用しようとする資本・産業資本の販売価格切り下げという「エサ」にとびつく資本が登場しうる。この、産業資本から商品を購入する〈同一商品価格差利用資本〉が商業資本である。個別産業資本（家）にとっては、誰でもいいから商品を買ってくれさえすればよく、彼自身としては商業資本に流通過程を「移譲」しようとして価格を下げる訳ではない。だが、「商品の流通過程」が究極的には消費者（資本も含む）による購買によって終る限り、産業資本の商業資本への商品販売は（広義の）産業資本の流通過程の商業資本への「移譲」と位置づけられることになる（上述の㊸㊹）。

これまで述べてきたことは、山口説の「不備を埋める」ことにはなっても山口説の瑕疵の批判ではない。それ故、いままでもそうであったように今後も「商業資本への流通過程の移譲」といういいまわしを用いるが、その含意に注意されたい。

て言えることである。山口氏の論述に即して言おう。山口氏は、「予備資本」(私の用語法では広義の流通資本、すなわち、循環する資本部分+変動準備金)の「節減」が「産業資本の利潤率上昇の要因となる」と言われているが、それは、その予備資本が「度外視」されることなく資本の利潤率計算にはいつている限りにおいて初めて言いうることである。

だが、このこと自体は、直ちに、山口氏自身による「流過程捨象説」の否定を意味する訳ではない。なぜなら、これまでも述べてきたように、山口氏の「流過程捨象説」とは、生産価格論におけるそれ・産業資本の部門選択行動についてのそれであり、氏は、個別産業資本の利潤率を規定する際には、流過程上の諸資本・諸費用を明確に入れているからである(参照、NHK、75—77頁)。

③ 引用文㊸では、産業資本の商業資本への販売価格がどう決まるかという論点との関連において、山口氏は産業資本の「商業資本への流過程の移譲競争」を問題とされている。この「移譲競争」とは、産業部門を構成する諸資本間の競争であるが故に、その競争を通じて決定される商業資本への販売価格とは産業部門的事象である。商業資本は、個別産業資本の事情がどうあろうと出来るだけ低い価格で買おうとするが故に、商業資本への販売価格は「一物一価」の傾向を持つことになるからである。そして、山口氏は、この販売価格は「利潤率の上昇分を商業資本に移譲する水準まで無限に低下しうる」という形で決まる、と言われている。このことは、産業資本が自己販売と商業資本への販売とを選択する際には、不確定な流過程的要因も利潤率計算にはいつているということ、それも、単に個々の資本にとってそうだというに留まらず当該産業部門を構成する全資本にとってそうだ、ということの意味している。

ここまでくれば、我々は、山口「商業資本論」は山口「流過程捨象説」を事実上否定している、と言ってもいいだろう。だが、批判は完成

していない。なぜなら、私自身は承服しがたいとは言え、生産価格論における産業資本の部門選択の際の利潤率計算と商業資本論における産業資本の商業資本への流過程移譲の場合の利潤率計算とは異なる、という反論の余地を未だ残こしているからである(山口氏自身による「流過程捨象説」否定の決定的証拠については引用文㊸との関連において後述する)。

引用文㊸について。これは、予備資本の社会的「節減」を説いたものと考えられる。引用文㊸の「節減」は、さしあたり、流過程を商業資本に移譲することによって「予備資本」をも移譲しうるが故に産業資本の投下しなければならぬ予備資本は少なくとも、ということの意味するにすぎない。だが、㊸の「節減」は内容的に言って単なる「予備資本」の移譲ではなく移譲された「予備資本」の社会的「節減」を意味する。㊸の「以上に出ることはできない」という表現、すなわち、同じとは言わず少なくとも以下というニュアンスを持ったいいまわし、がそのことを示している。総じて、㊸では未だ利潤率の社会的上昇を意味する訳ではないが故に、まだ可能性でしかなかった商業資本の自立化が、ここにおいて、利潤率の社会的上昇の故に必然性に転化する、ということができらるう。

引用文㊸について。これは、産業資本家とは異なる経済主体をなす商業資本家が投下するものであるが故に、「産業資本の予備資本」ではなく、また、商業資本家はそれを「生産過程を一定規模で継続する」(引用文㊸)のために投下する訳ではないが故に「産業資本の予備資本」でもない商業資本を、いかなる意味において「産業資本の予備資本——の一部——が独立したものと位置づけることができるのか、という点を説いたものである。

だが、本稿の課題にとって重要なのはそのこと自体ではない。問題は、山口氏が、「商業資本による予備資本節減のメリットと利潤分与の限界の関係からいって、商業資本の量は全体と

して節減される予備資本の量以上に出ることはできない」という場合に前提されている「産業資本の利潤率」とはいかなるものか、という点にある。

この、商業資本の総量を規定する要因は何か、という点に関し、山口氏は、別の文脈においてではあるが、次のように述べられている。「商業資本のばあいには、産業資本との競争の過程で、産業資本の利潤率と産業資本が分与しうる利潤量とがいわば先行的に規定され、それに外的に規制されつつ必要資本量が受動的に調整されるという形で利潤率の均等化が貫くのである。」(有斐閣、208頁)と。

問題は次の点にある。①上述の文中の「先行的に規定され」ている「産業資本の利潤率」とは、引用文②の叙述を踏まえれば、究極的には流通資本等をも計算に入れた利潤率である。なぜなら、商業資本の「必要資本量」を「外的に規制」する「産業資本の利潤率」は、さしあたりは外部に商業資本の存在を前提している産業資本の利潤率であるが、その利潤率自体——たとえば、産業資本が流過程を商業資本に全面的に移譲しその結果流通資本等が零となり、その産業資本の利潤率計算には流通資本等がはいっていないとしても——、産業資本は自己の利潤率が上昇する限りで流過程を商業資本に移譲するという点において、移譲以前の流通資本等をも計算に入れた利潤率によって規定されているからである。すなわち、商業資本に「先行」して商業資本を外部に前提した産業資本の利潤率があり、さらにそれに「先行」して流過程移譲以前の産業資本の利潤率があるのである。この機構的「先行性」は同時に論理的「先行性」を意味している。すなわち、商業資本論は、商業資本の措定以前の利潤論における「産業資本の利潤率」を、流通資本等をも含んだ(個別)資本の利潤率規定論でのそれを、「先行的に規定され」たものとして前提しているのである。

② さらに、その利潤論における「産業資本の利潤率」は、社会的事象である商業資本の「利

潤率の均等化」を規制し、商業資本の「全体としての」社会的必要量を規制するものであるが故に、それは、単に個別産業資本の個別利潤率ではなく生産価格論における社会的利潤率である。たとえ、生産価格を規定するものとしての「利潤率の変動」の重心をなす「一般的利潤率」とその時々の「利潤率均等化運動」の重心をなす「平均的利潤率」とが相違するとしてもそうである。

総じて、山口氏は、氏自身の商業資本論において、利潤論または生産価格論における利潤率は、流過程を「度外視」または「捨象」しない限りでのそれであることを事実上語られているのである。

〔2〕我々は、前項では、商業資本の社会的必要量を規定する利潤論または生産価格論における利潤率(の水準)は流通上の諸資本・諸費用を含めて規定されたものである、ということを明らかにした。また前段Aでは、商業資本の流過程の機構的「確定化」は、商業資本が多量商品の回転を媒介することによって実現されるものであるが故に、商業資本論は商品種ごとに決まる生産価格(水準)の規定を「補足」するものではない、ということを明らかにした。総じて、我々は、これまで、商業資本論は、生産価格(水準)規定論としての生産価格論を「補足」するものではありえない、ということ論じてきたのである。しかしながら、商業資本論は、生産価格形成(機構)論としての生産価格論を「補足」するものなのではないのだろうか。確かにそうである。その意味では、商業資本論に限らず生産価格論以降の展開の全体が生産価格形成(機構)論の「補足」である。さらに、ある立場からすれば、生産価格および一般的利潤率の水準がどう決まろうと、それはどうでもいいことである、重要なのは、その「水準」を「重心」とした競争機構であり、その「機構」を通じて水準が形成されることが言えればそれでいい、とする見解も成立しうる。だが、問題は、流過程を捨象することなく生産価格(水

準)を規定するものとして生産価格論で前もって論じておく場合のみ、商業資本による生産価格形成(機構)の「補足」ということも矛盾なく言いうる、という点にある。以下、この点に関して詳論しよう。

① 山口氏は、次のように言われている。「商業資本は、その移動の容易さによって、取引相手の産業資本の利潤率にかかわらず、少なくとも平均的な利潤は確保しうる機構的特質をもっているのであるから、商業資本による流通代位は、産業資本の一般的要請(流通過程を移譲したいという——青才)に均等にはこたええないことになる。」(有斐閣, 208頁)「商業資本は、利潤率を異にする個々の産業資本にたいして異なった役割を果たすことによって、同時に、意図せざる資本家社会的役割を」「資本の社会的配分の調整機構としての役割を果たすのである。」(同, 209頁)と。

「資本の社会的配分の調整機構」とは生産価格形成機構であり、商業資本は、「利潤率を異にする個々の産業資本(より正確には産業部門)にたいして異なった役割を果たすことによって」それ故産業部門間の利潤率均等化過程を媒介することによって、生産価格形成機構を媒介・「補足」する。そして、商業資本は、「その移動の容易さによって」「少なくとも平均的な利潤は確保しうる機構的特質をもっている」点を根拠としてそうするのである。総じて、商業資本の利潤率均等化機構が同時に生産価格形成機構なのである。

その商業資本の利潤率均等化は、前項で述べたように流通過程を商業資本に移譲する以前の「産業資本の利潤率」に規制されつたされるものであり、また、その商業資本の利潤率均等化は、産業資本または産業部門の利潤率の重心をなす一般的利潤率への均等化である。とすれば、一般的利潤率も流通過程を含んだ形で規定されたそれではなければならないことになる。

② 宇野氏が一時期または一面において(具体的には、論文「商業資本と商業利潤」において)そうであったように、流通資本は産業資本においても資本として処理されるが流通費用はそうではない、という立場に立てば、確かに、流通費用を抜いた(正確には、剰余価値からの控除、という形で入れた)一般的利潤率が、流通費用もはいた(正確には、費用および資本としてははいた)商業資本の利潤率を規制する、という言い方も可能だろう。

$$\frac{180(\text{剰余価値}) - 50(\text{流通費用})}{900(\text{生産資本}) + 100(\text{流通資本})} = \frac{180(\text{剰余価値}) - x}{900(\text{産業資本}) + 100(\text{商品買取資本}) + x}$$

となるような x (商業資本自立化後の流通費用)の数値を求めることは可能だからである⁶⁴⁾。だが、流通資本・流通費用の双方を「落とし」て一般的利潤率を規定すべきだ、という宇野氏本来の立場に立てばそれは言えない。 $180/900 = (180 - x)/(900 + y + x)$ 、の解は得られないからである ($y = \text{商品買取資本}$)⁶⁵⁾。

③ 宇野氏の場合には、いわば für uns の立場から利潤論では流通過程を「落とし」、商

64) 本文で述べた宇野氏の例解(参照、「商業資本と商業利潤」)の場合には、 $x = 44 \frac{28}{113}$ 、となり、商業資本は、流通費用がそれ以下になれば自立しうることになる。だが、このこと自体、宇野「流通費用資本化論」の誤りを傍証するものである。なぜなら、宇野説の場合には、流通費用を例えば $45 (50 > 45 > x)$ に節減させるような商業資本の自立化は不可能となるからである。この50から45への「マイナスのマイナス」が商業資本の自立化によって可能な時、それが「流通費用資本化論」故に不可能とされるとすれば、それは、「資本の本能」を余りにも軽んずることになるだろう。

65) ここで商業資本論との関連において問題となる利潤率規定を整理しておこう。以下、 $900 \cdot 100 \cdot 180 \cdot 50$ 、という数値は、それぞれ、生産資本・流通資本・剰余価値・流通

費用、を意味する。

④ $\frac{180}{900 + 100 + 50}$ の式は、マルクスが『資本論』第3巻第17章「商業利潤」において用いている式で、その場合には、商業資本の販売価格は、生産価格+流通費用、となる(参照、K. III, S. 303, 418頁)。この式は、剰余価値を可変資本ではなく総資本で割ったものが利潤だ、という考えを表現したものである。だが、その場合にも、従来そう考えられているように、単に、マルクスは流通費用を資本としては考慮に入れたが剰余価値からの控除としては考慮に入れなかったのみ、それ故、単なるマルクスの計算まちがいのみ、考えるべきではない。なぜなら、誤りであることは確かだとしても、『23冊のノート』におけるマルクスの商業資本論に対する最初の積極的論述を踏まえれば、それは、単なる計算上の誤りではなくそれなりの根拠を有

業資本論ではそれを「入れる」のだから、生産価格論における一般的利潤率と商業資本の利潤率を規制するそれとが異なるのはいわば「あたりまえ（当前）」のことである。だが、当事者の意識および行動に即して流通過程の捨象を主張される山口氏、部門選択の際不確定性故に産業資本（家）自身が流通過程を「度外視」する、と主張される山口氏の場合にはそうは言えない。商業資本措定の以前だろうと以後だろうと産業資本（家）の利潤率計算は同じはずだからである。

④ 勿論、原論体系展開において後の論は前の論を前提するという事は、直ちに、生産価格論における利潤率規定と後の利潤率規定とが数字的に同じでなければならない、ということの意味する訳ではない。

例えば、信用論に関連して。個別資本の実際

する誤りであることがわかるからである。マルクスは、ここでは、不変的流通費用は価値移転する、可変的流通費用は——剰余価値を形成せず、それ故、利潤率低下要因になるとはいえ——、流通労働者の労賃分だけの価値を商品に附加する、という主旨のことを述べている。流通費用は、補填が必要な限りにおいて価格構成部分でなければならず、けっして「利潤からの控除」ではありえない、という一面の正しさが、価値形成と価格構成との区別・剰余価値と利潤との概念的区別を充分踏まえないままに主張されたが故に陥った誤りと言っていいたいだろう。（参照、MEGA, II, 3.5, S. 1682-97）

以上述べたことは、『23冊のノート』を参照しえない段階においてこの点に関し独自の解釈を示された但馬末雄氏の論文「価値の商業価格への転化における困難——ローゼンベルクの先入見に対する批判——（1～3）」（『岐阜経済大学論集』、1979年12月、1980年6月、9月）は、問題提起的な正面から検討するに値するものであることを意味する。但馬氏は、そこにおいて、当該式を「定義式」と名付けた上で、その原型を『要綱』（1953年版、S. 446、大月版、485頁）に見い出しておられる。

③ $\frac{180-50}{900+100+50}$ 。但馬氏の用語法によれば「修正式」。この式は、ローゼンベルクが上述の④式を「修正」したものである。「正しいこと」は往々にしてそうであるように問題提起的意味に欠けることは否めないが、筆者もこの式に依拠している。

④ $\frac{180-50}{900+100}$ 。宇野氏が、論文「商業資本と商業利潤」において提示された式。この式は、産業資本の下では流通費用は剰余価値からの控除でありそれ故資本ではない、とする宇野「流通費用費用化論」を表現したもので、1950・60年代の商業資本をめぐる論争において枢軸的位置を占めた。まさに、「偉大なる誤り」は「凡百の真理」よりも価値ある、とでも言うべきだろう。

この式の特徴は、流通費用は「剰余価値からの控除」で

の関心事である投下自己資本に対する利潤率（自己資本利潤率）と生産価格論の利潤率均等化論において問題となる投下現実資本に対する利潤率（現実資本利潤率）とは、信用の利用ということを考えれば同値ではない。だが、信用利用の大小に依存する限りでの個別資本間の自己資本利潤率の相違は、産業部門間の現実資本利潤率の相違に規定されたものであると同時に、他面では、その相違を拡大した規模で露呈させることによって現実資本の利潤率均等化を促進するものである。それ故、すなわち、自己資本利潤率増進活動と現実資本利潤率増進活動とは機構的には同じ結果をもたらすものであるが故に、信用論以前においては個々の資本があたかも現実資本利潤率の増進をめざしていたかのよう説くことは許されることである。

だが、問題となっている生産過程的要因のみ

あり資本ではないが故に捨象されねばならない、という宇野氏の主張にもかかわらず、流通費用が、「剰余価値からの控除」として、利潤率の分子の利潤を規定するものとして式にはいっている、という点にある。利潤＝販売価格－費用価格、である限り、利潤＝剰余価値－流通費用、とすることは、数式上は、流通費用を生産費用と同様費用価格を構成するものとして処理することになるからである。その意味では、以前にも述べたように（第一節、A）、前期宇野説における「困難な問題」は流通費用は費用価格ではあるが資本ではないという点にあった、と言うことができるだろう。

⑤ $\frac{180}{900+100}$ 。流通費用が「剰余価値からの控除」であるということをも意味する、と考えた場合には、この式になる。宇野氏は、『旧原論』において「それ（流通費用——青才）は剰余価値から差引かれるものにすぎない。厳密に言えば剰余価値が利潤として分配せられた後にその利潤から差引かれるのである。」（267頁）と述べられているが、その場合には、氏自身の意図はどうあれ、先の④式ではなくこの⑤式に依拠されていることになる。この式は、流通費用と流通資本との資本性格上の差異を強調する前期宇野説に最も適合的なものである。なぜなら、この式の場合には、④式の場合とは異なり、①流通費用は、利潤論においては捨象されるべきだという宇野説どおり利潤率計算から排除されており、②不確定な流通費用を「個別的に異なる費用として個々の資本の剰余価値から控除」（「商業資本と商業利潤」、268頁）した後の利潤が部門選択競争の基準となる確定性を有するという矛盾に陥らなくてすむからである。

⑥ $\frac{180}{900}$ 。不確定性故に流通費用も流通資本も利潤率計算においては捨象されるべきだ、と考えた場合、宇野氏および山口氏の「流通過程捨象説」を顔面どおりに受けとった場合には、この式になる。

に基づく一般的利潤率の規定，という点に関してはそうではない。なぜなら，例えば流通資本の捨象を問題にした場合，生産価格論における，利潤／生産資本，の上昇をめざした産業資本の部門選択行動と，商業資本論における，利潤／（生産資本＋流通資本），の上昇をめざした資本の部門選択行動とは，機構的にも別のものであり，全産業部門において，生産資本＝定数×流通資本，という関係が成立しているという非現実的な想定がなされない限り，前者によって形成される生産価格体系と後者によって形成される生産価格体系とは別のものになるからである。

C. 生産価格論の論理レベル

我々は，前項では，商業資本論が生産価格形成機構論を能く「補足」しうるのも，生産価格論において流通過程が捨象されていない限りにおいてそうである，ということを明らかにした。そのことは，同時に，補足が補足でありうるためには，その補足を文字通りの補足，すなわち「つけ加え」としてではなく，生産価格論に即自的には含まれていたことの「開示」として説かねばならない，ということの意味している。以下，その点について述べ，次節の展開に際しての伏線としておこう。

(i) 商業資本は売行きのよい商品を選択的に取扱い販売困難な商品の取扱いを拒否することによって，流通期間の変動および価格変動を増幅させ商品に対する需給過不足をより拡大された規模で暴露することを通じて，産業資本（産業部門）の利潤率の不均等の拡大を通じた均等化を媒介し，社会的再生産の不均衡是正を促進する（参照，拙稿「流通過程の変動と商業資本論」，16頁）。そのことは，すなわち，商業資本が産業資本の運動を「増幅」・「拡大」・「暴露」しそのことによって「促進」するということは，産業資本の下においても流通過程の変動がそもそも社会的再生産の不均衡是正機能を持ってい

ることを前提としてはじめて言えることである⁹⁹。とすれば，流通過程の変動（価格変動およびその基礎にある流通期間の変動）は，利潤率均等化機構または生産価格形成機構の不可欠の媒介をなすものとして当然にも生産価格論において——そこでは，未だ商業資本が措定されてはいないが故に産業資本の下でのそれに即して——問題としなければならぬだろう。

(ii) 上述したように，商業資本の資本制生産における機構的意味は即自的には産業資本の流通過程の持つ意味として説かれねばならない，ということは，同時に，産業資本の流通資本および流通費用は後に（正確にはその一部が）自立化する商業資本の即自態であるということ，それ故，商業資本は産業資本の分化形態であるということの意味している。勿論，山口氏が言われるように，商業資本の「分化独立」に関して「たんになかにあつたものが分かれるだけではない，つけ加わる関係，新たにできる関係がある」（筑摩『資本論研究』IV. 272頁），という点は注意されねばならない。だが，そのことは，産業資本の流通資本および流通費用の・商業資本としての分化独立，という表現の内におのずから含蓄されていることである。なぜなら，以前山口商業資本論の解釈として述べたように，商業資本は，産業資本の流通資本（生産過程を一定規模で継続するために投下される予備資本）でもなく，また，産業資本の流通費用（自から生産した商品の流通のための費用）でもないからである。

(iii) 商業資本は産業資本の分化形態である，という場合のその「産業資本」とは，商業資本の分化が未だ説かれていない論理レベルにおける産業資本であるが故に，それは，利潤論段階における産業資本である。とすれば，利潤論における産業資本とは商業資本等をも内に含んだ「広義の産業資本」でなければならぬことになる。そのことは，同時に，「利潤論は，外で

⁹⁹ このことは、「流通過程捨象説」を主張されている山口氏自身認められていることである。例えば、「信用」との比較という文脈においてはあるが，山口氏は「商業資本は（が）産業資本の運動をいわば量的に増幅するにすぎな

い……」（有斐閣，210頁）と言いつちられている。商業資本は固有の意味での生産過程をもたない以上，その「量的」「増幅」とは，産業資本の流通過程の「量的」「増幅」でしかありえないであろう。

自立して活動している商業資本を前提とした狭義の産業資本を抽象の(基礎)とした分析であるが、そこで与えられる規定そのものは、商業資本、地代形態を取る超過利潤を取得する(農業)資本、さらには信用等をも内に含む広義の産業資本総体に関しても妥当するものでなければならない。」(拙稿「流通過程の変動と商業資本論」, 16頁), ということの意味している。本稿の課題との関連で言おう。生産価格論における諸規定は、商業資本自立化後も妥当するものでなければならない, それ故, 生産価格論における利潤率は流通過程的要因を含んだそれであり, 生産価格を規定する際には流通資本等も捨象されることなく生産価格構成部分として説かれねばならない。

(二) これまで述べてきたことは、生産価格の資本制生産における意味、または、生産価格論

の原理論における位置づけと関連する。生産価格が価値の現象形態であるということは、価値概念自体がすでにそうであるように、生産価格概念は資本制生産の全体を受けとめるものである、ということの意味する。そして、産業資本の商業資本への売渡し価格ではなく資本(産業資本または商業資本)の消費者(資本も含む)への販売価格において、資本制生産の全体は受けとめられる。とすれば、生産価格は、商業資本として自立化する流通資本・流通費用等を捨象しては規定されえないことになる。また、そう考えることによってこそ、我々は、「総過程論」において「生産論」で明らかにされた価値規定を受けとめ社会的再生産論(再生産表式論)において示された社会的価値関係の総体を受けとめる」場を、生産価格論という形で持ちうることになるのである(前稿, 57頁)。

⑦ 翻って考えて見ると、本稿の論述は、その全体が、これ、流通過程の不確定性の意味を明らかにするためにも利潤論において流通過程を捨象してはならない、とする第一期山

口説(本稿, 第一節B, 参照)の批判的復活のためのものであった、とすることができる。「電通大」論文, (1), 94-5頁(註13), を是非とも味読されたい。